

令和2年度 宇治市特別職報酬等審議会  
(第1回)

令和2年10月8日(木)  
9時30分～

場所：宇治市役所本庁  
7階第2応接室

議事次第

- 1 委嘱状交付
- 2 会長互選、会長職務代理指名
- 3 市長からの諮問
- 4 議事
  - (1) 審議の公開・非公開について
  - (2) 令和2年度審議予定について
  - (3) 資料説明について
- 5 その他事務連絡等
- 6 閉会

裏面 [配布資料一覧]

[配布資料一覧]

議事次第

委員名簿

資料1 宇治市審議会等の会議の公開に関する指針

資料2 令和2年度 審議予定

資料3 宇治市普通会計決算概要（令和元年度）

資料4 新型コロナウイルス感染症に対する対応策にかかる補正予算について

資料集

## 令和2年度 宇治市特別職報酬等審議会委員名簿

委員(五十音順、敬称略)

任期: 令和2年10月8日から令和5年10月7日までの3年間

木田 ゆき子 (きだ ゆきこ)

小長谷 敦子 (こばせ あつこ)

坂下 弘親 (さかした ひろちか)

多々納 裕一 (たたの ひろかず)

長谷川 理生也 (はせがわ りきや)

馬場 雄司 (ばば ゆうじ)

平井 幹人 (ひらい みきと)

---

### 事務局

市長公室長 脇坂 英昭 (わきざか ひであき)

市長公室副部長 北尾 哲 (きたお さとし)

市長公室 人事課長 西川 聡 (にしかわ さとし)

市長公室 人事課副課長兼給与係長 岡野 健太郎 (おかの けんたろう)

市長公室 人事課給与係主任 松田 輝子 (まつだ てるこ)

市長公室 人事課給与係主任 福本 勇樹 (ふくもと ゆうき)

市長公室 人事課給与係主事 奥田 捺美 (おくだ なつみ)

## 宇治市審議会等の会議の公開に関する指針

### 第1 目的

この指針は、審議会等の会議を公開することにより、本市の諸活動を市民に説明する本市の責務を果たすとともに、透明かつ公正な会議の運営を図り、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

### 第2 対象とする審議会等

この指針の対象とする審議会等は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく附属機関及び要綱等により設置された附属機関に準ずるもの(以下「審議会等」という。)とする。

### 第3 審議会等の公開基準

審議会等は法令、条例等の規定により会議が非公開とされている場合を除き、公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 宇治市情報公開条例(平成17年宇治市条例第4号)第6条各号の規定に該当する情報(以下「非公開情報」という。)に関し、審議等をする場合。
- (2) 会議を公開することにより、公正、円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合。

### 第4 公開又は非公開の決定

- (1) 会議の公開又は非公開は、第3の審議会等の公開基準に基づき当該審議会等が決定するものとする。
- (2) 審議会等が会議を非公開とした場合は、その理由を明らかにしなければならない。

### 第5 開催会議の事前公表

審議会等は、会議を開催するにあたり、当該会議の開催日の1週間前までに、会議の概要を記載した書面を行政資料コーナーに備え、一般の閲覧に供するとともに、宇治市ホームページへの掲載等により市民に周知するものとする。

ただし、緊急に会議を開催する必要があると認められる場合はこの限りではない。

## 第6 公開の方法

- (1) 会議の公開については、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 公開する会議においては、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- (3) 審議会等は会議を公開するにあたっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、会議の傍聴に係る遵守事項等を定め、当該会議の会場の秩序維持に努めるものとする。

## 第7 会議資料の提供

審議会等は、会議資料（非公開情報が記録されている部分を除く）を会議の当日までに行政資料コーナーに備えるとともに、傍聴者に提供するものとする。

## 第8 会議録等の公開

- (1) 審議会等は、公開した会議の会議録を作成し、その写しを行政資料コーナーに備え、一般の閲覧に供するものとする。
- (2) 審議会等は、会議を非公開とした場合であっても、非公開情報が記録されている部分を除いた当該会議に係る会議録を行政資料コーナーに備え、一般の閲覧に供するよう努めるものとする。
- (3) (1)、(2) に定めるもののほか、審議会等は、その活動状況について、情報の提供に努めるものとする。

## 第9 運用状況の公表

市長は、毎年、審議会等の会議の公開に関する運用状況について取りまとめ、公表するものとする。

## 宇治市審議会等の会議の公開に関する指針

### 第3 審議会等の公開基準について（非公開にできるものの解説）

公開の例外として、次の情報については非公開にできるものとする。

#### （1）宇治市情報公開条例第6条各号該当情報

- ① 法令等により公にすることができない情報
- ② 個人に関する情報
- ③ 法人等の事業活動上の利益を明らかに害する情報
- ④ 本市等の公正な意思形成に著しい支障が生じるおそれのある情報
- ⑤ 本市等の事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれのある情報
- ⑥ 市民生活の安全に支障が生じるおそれのある情報

#### （2）会議の目的が達成されないと認められる場合

審議等の事項によっては、公開した場合、審議妨害や委員に対する圧力等により、率直な意見の交換や意思決定の中立性が著しく阻害される場合も想定され、そうした場合は審議内容が公開すべき内容であったとしても非公開とすることができるものとする。

令和 2 年 1 0 月 8 日

## 令和 2 年度 審議予定

回次・開催(予定)日	主な審議内容
第 1 回 令和2年10月 8日(木)	<ul style="list-style-type: none"><li>・他団体との比較状況について</li><li>・一般職の給与の状況について</li><li>・市の財政状況について</li><li>・人事院勧告について(期末・勤勉)</li></ul>
第 2 回 令和2年10月22日(木)	<ul style="list-style-type: none"><li>・京都府人事委員会勧告について(期末・勤勉)【予定】</li></ul>
第 3 回 令和2年10月28日(水)	<ul style="list-style-type: none"><li>・人事院勧告について(月例)【予定】</li></ul>
第 4 回 令和2年11月 9日(月)	<ul style="list-style-type: none"><li>・京都府人事委員会勧告について(月例)【予定】</li><li>・答申の方向性について</li><li>・答申案について</li></ul>
答申 令和2年11月中旬	

# 宇治市普通会計決算概要

(令和元年度)

政策経営部財務課

# 1 決算概要

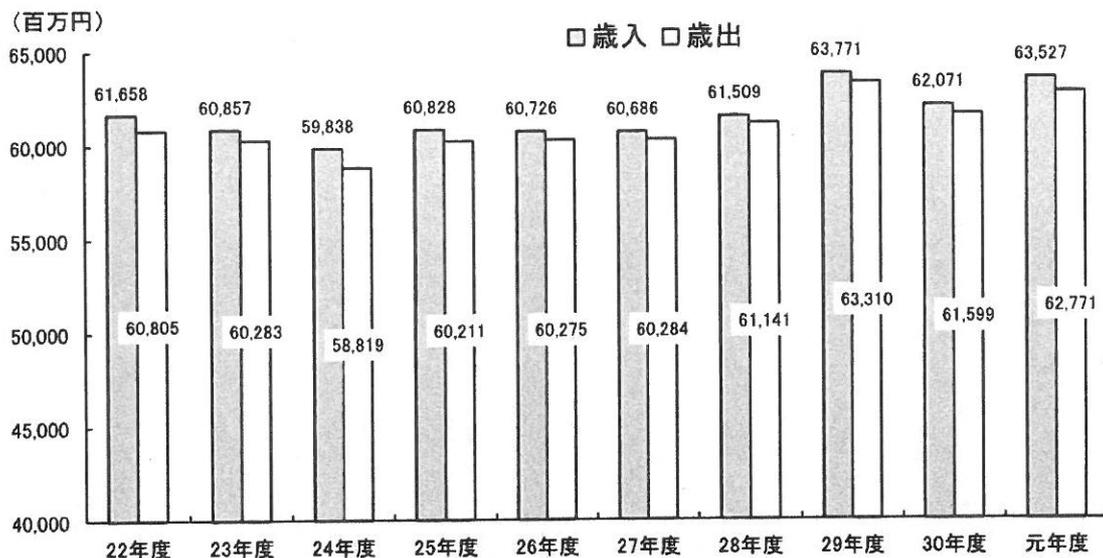
- (1) 令和元年度の普通会計歳入決算額は、市税収入、国庫支出金や府支出金の増加などの影響により、前年度比2.3%増の63,527百万円、歳出決算額は、扶助費の増加などの影響により、前年度比1.9%増の62,771百万円となった
- (2) 財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、市税収入等の増加があったものの、義務的経費である扶助費や後期高齢者医療事業特別会計への繰出金の増加などにより、前年度から0.6ポイント増加し、96.4%となった  
(元年度:96.4%、30年度:95.8%)
- (3) 単年度収支については、230百万円であり、前年度に引き続き黒字となった
- (4) 歳入の要である市税収入は、前年度から291百万円増の24,401百万円となった
- (5) 社会保障制度に基づく福祉サービスの提供に必要な経費である扶助費は、子育て支援施設等利用給付費補助金の増加などの影響により、前年度から745百万円増の19,241百万円となった
- (6) 市債現在高は、発行額の減少などの影響により、前年度から503百万円減の43,453百万円となった

## <普通会計>

地方公共団体は一般会計の他に特別会計を設置していますが、それぞれの会計名称や範囲などは各地方公共団体によって異なります。

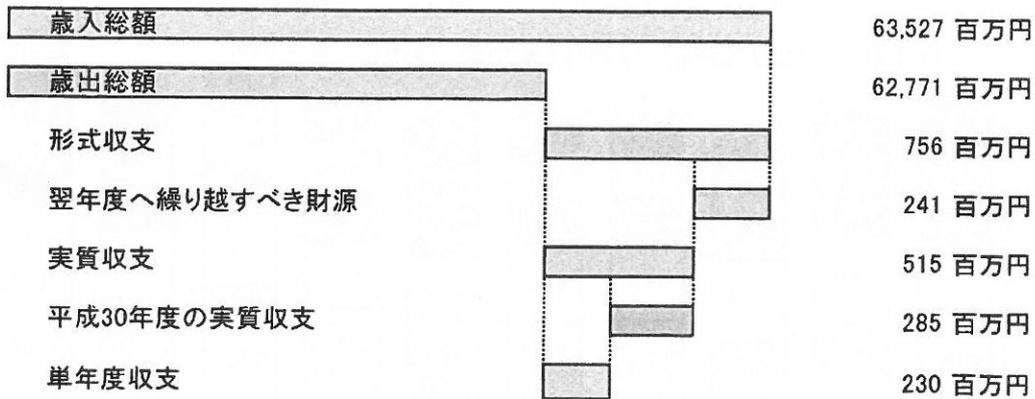
当該資料では、他都市との比較を行うために、一般会計と特別会計のうち、公営企業・収益事業会計などに属するものを除いた「普通会計」という統一的な会計区分を用いています。

## ■ 歳入・歳出決算額の推移 ■



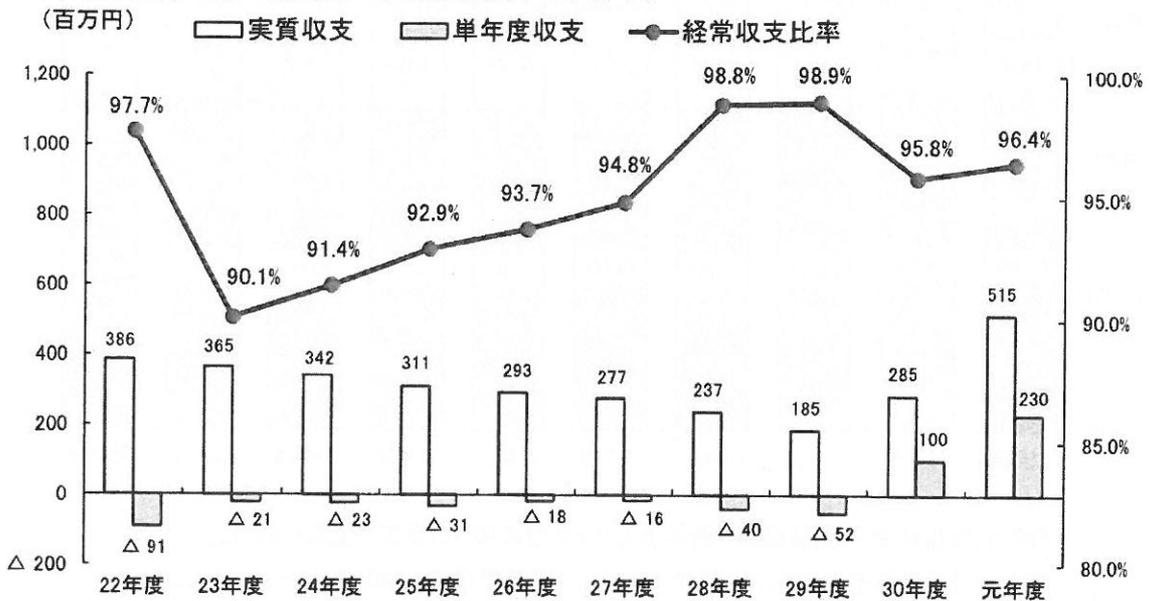
令和元年度の普通会計歳入決算額は前年度比2.3%増の63,527百万円、歳出決算額は前年度比1.9%増の62,771百万円となりました。

■ 令和元年度 普通会計決算収支 ■



※四捨五入の影響により、差引後の数値が一致しない場合があります。

■ 実質収支・単年度収支・経常収支比率の推移 ■



財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、市税収入等の増加があったものの、義務的経費である扶助費や後期高齢者医療事業特別会計への繰出金の増加などにより、前年度から0.6ポイント増加し、96.4%となりました。

依然として90%を超える水準にあり、財政構造の硬直化は続いています。

なお、単年度収支については、230百万円であり、前年度に引き続き黒字となりました。

<実質収支>

歳入と歳出の差引額(形式収支)から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額です。

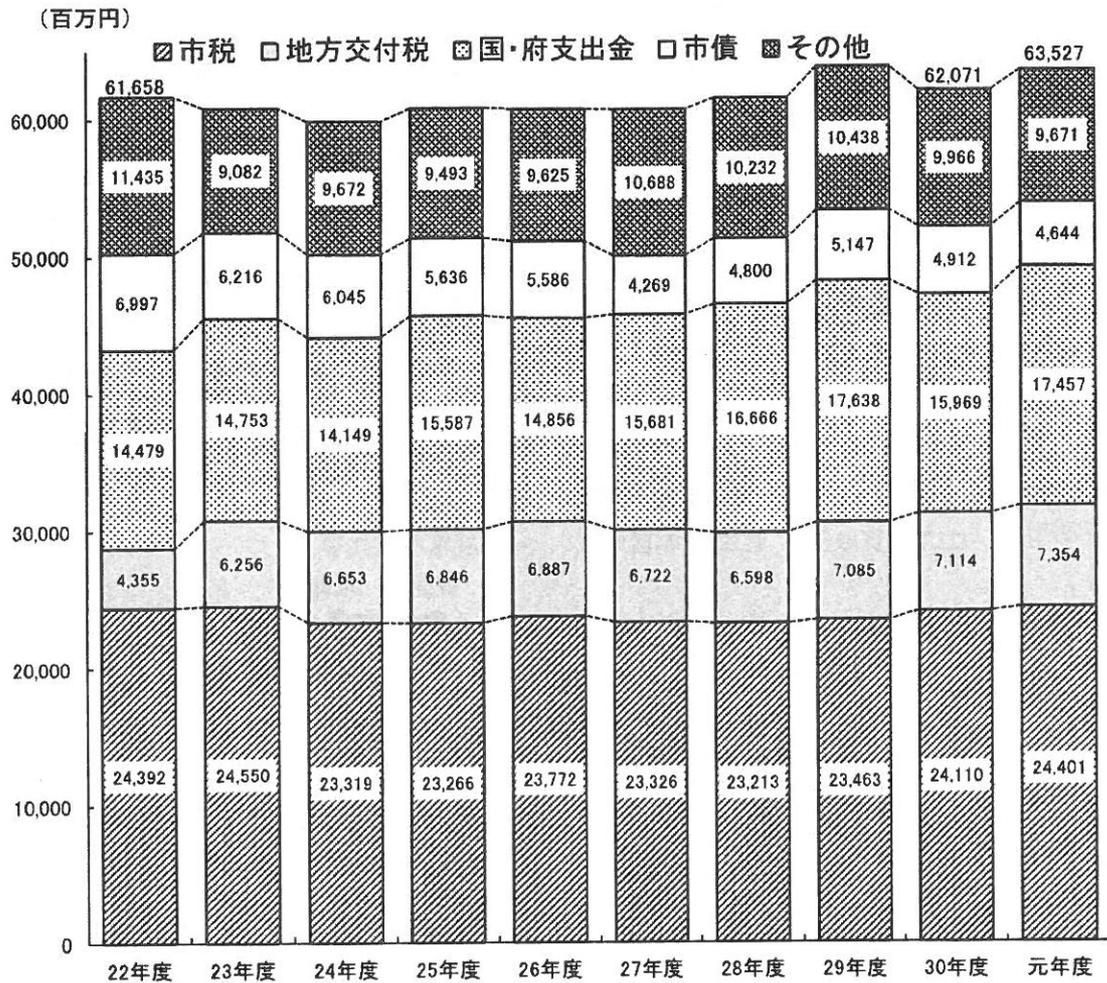
<単年度収支>

当該年度の決算による実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額です。  
当該年度だけの収支が把握できます。

<経常収支比率>

毎年度経常的に入ってくる歳入に対して、毎年度経常的に支払う歳出がどれぐらいの割合かを示すもので、財政構造の弾力性を判断する指標として用いられます。  
都市にあっては75%が妥当と考えられています。

■ 歳入決算額の推移 ■



令和元年度の歳入決算額は、前年度比2.3%増の63,527百万円となりました。

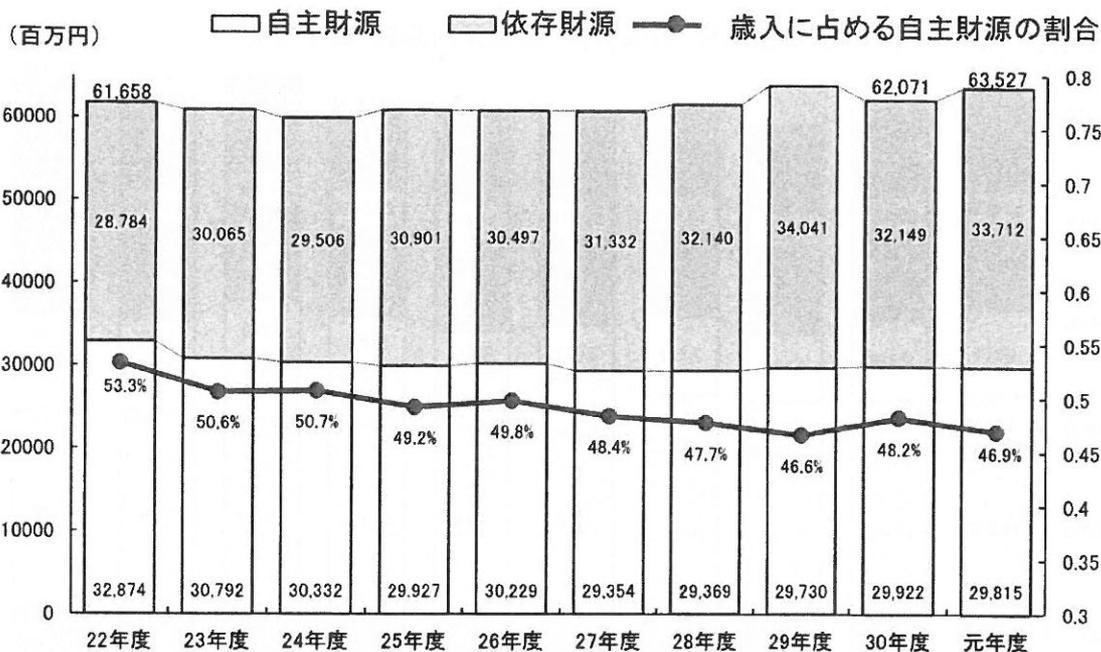
歳入の要である市税収入は、前年度から291百万円増の24,401百万円となりました。

国・府支出金は、お茶と宇治のまち歴史公園整備事業費補助金、施設型給付費負担金などの影響により、前年度比9.3%増の17,457百万円となりました。

市債は、名勝宇治山用地取得事業債、臨時財政対策債などの影響により、前年度比5.5%減の4,644百万円となりました。

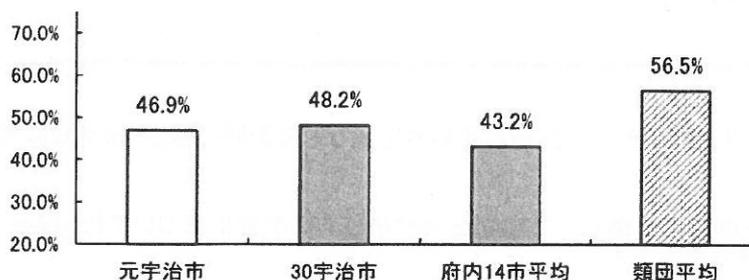
その他は、市有財産売払収入などの影響により、前年度比3.0%減の9,671百万円となりました。

## ■ 自主財源と依存財源の推移 ■



歳入は財源の自主性を基準に、自主財源と依存財源に区別することができます。自主財源とは市税、使用料、手数料など地方公共団体が自主的に収入することができる財源をいい、自主財源の多寡は行政運営の自主性・安定性を確保しうるかどうかの判断基準となります。令和元年度は、市有財産売却収入などの影響により、自主財源が前年度から107百万円減の29,815百万円になり、歳入全体に占める割合は、46.9%となり、7年連続で50%を下回りました。

### 【平成30年度 歳入額に占める自主財源の割合】（府内14市平均および類団平均との比較）

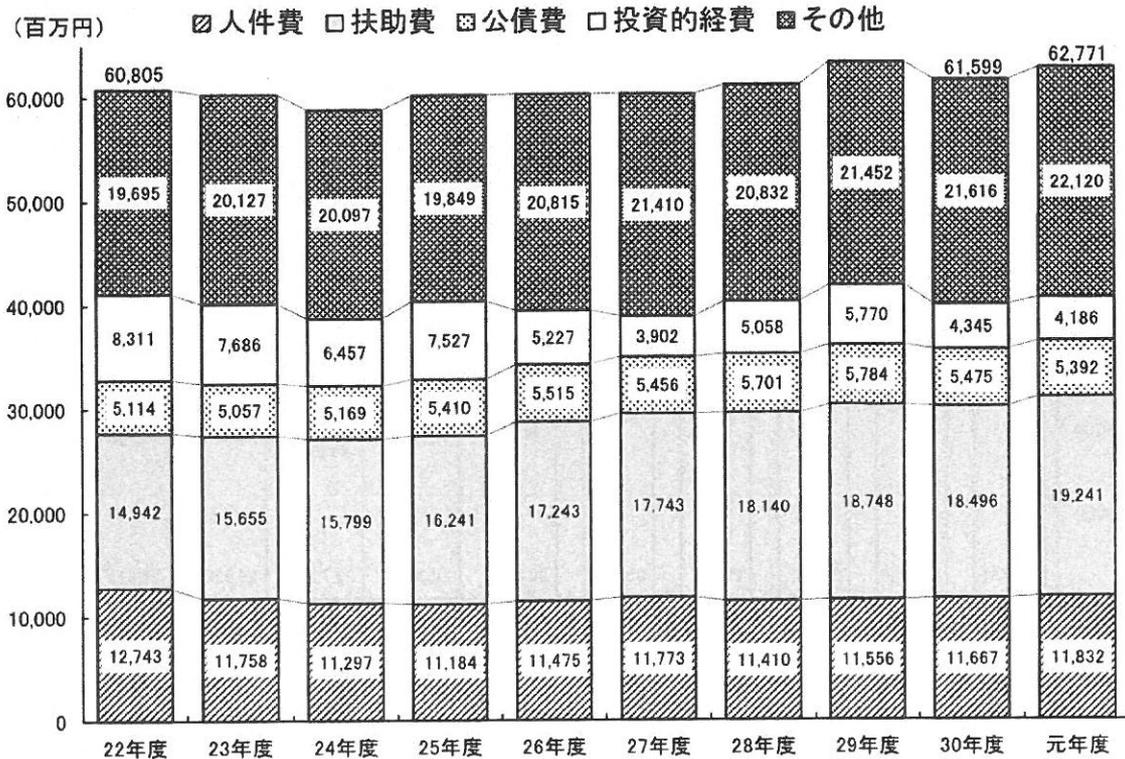


歳入額に占める自主財源の割合を類似団体（類団）などと比較した場合、宇治市は府内14市平均の43.2%より高い水準にはあるものの、類団平均の56.5%と比べると低い水準となっています。

#### <類似団体（類団）との比較について>

本市の決算状況と比較・分析するため、類似団体（以下類団）の各決算状況の平均値を記載しています。類団とは、毎年度地方公共団体からの報告に基づいて総務省が作成する都道府県財政指数表および類似団体別市町村財政指数表における、人口や産業構造によって分類された団体区分に基づく同一区分帯に属する団体をいいます。

■ 歳出決算額（性質別）の推移 ■



性質別経費とは、経費の性質を基準として分類するもので、人件費・扶助費・公債費・投資的経費などがあります。

人件費・扶助費・公債費の合計である義務的経費の歳出全体に占める割合は、府内14市平均および類団平均と比べると高い水準にあります(「6 義務的経費」参照)。

投資的経費は、名勝宇治山用地取得事業の終了などの影響により、前年度比3.7%減の4,186百万円となりました。

<人件費>

報酬、給料、退職手当など、行政委員や職員などの勤務に関して必要な経費です。

<扶助費>

社会保障制度の一環として、各種法令や市独自の制度に基づいて行う福祉サービスの提供に必要な経費です。

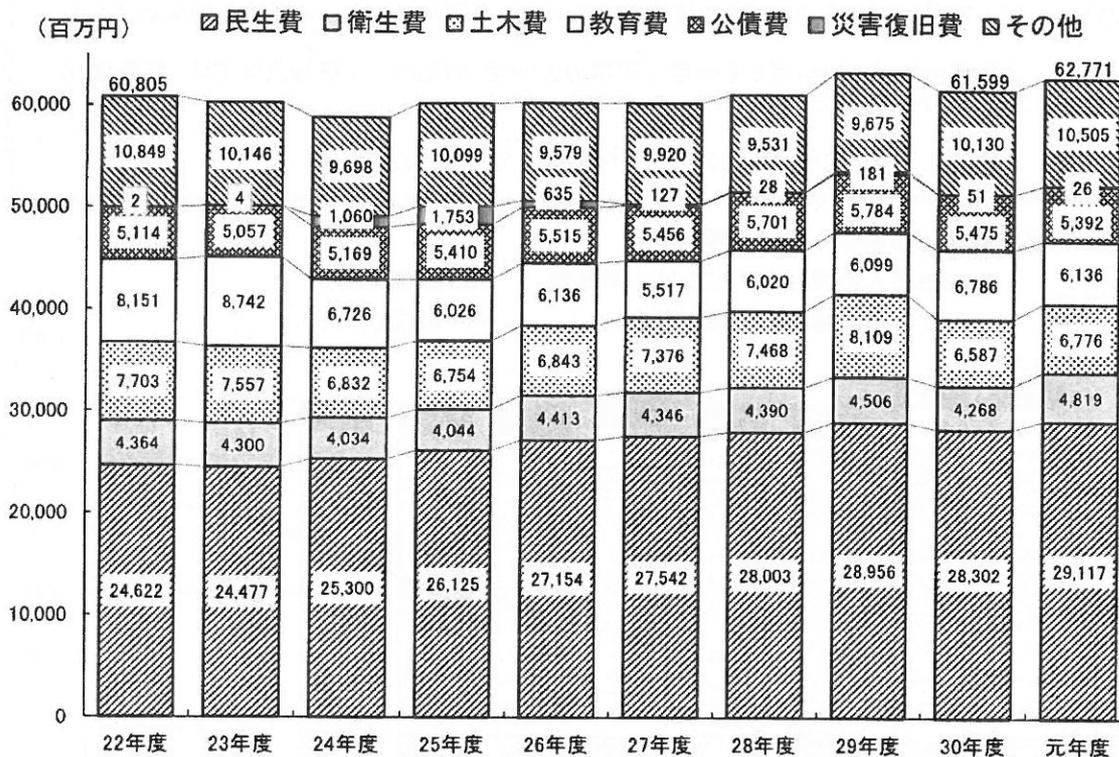
<公債費>

市債の返済に要する経費で、市債の返済金とその利子です。

<投資的経費>

支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費です。

■ 歳出決算額（目的別）の推移 ■



目的別経費とは、経費を行政目的ごとに分類するもので、民生費・衛生費・土木費・教育費などがあります。

民生費は、障害者介護給付費や後期高齢者医療事業特別会計への繰出金などの影響により、前年度比2.9%増の29,117百万円となり、歳出に占める割合は46.4%となりました。

衛生費は、水道事業会計出資金などの影響により、前年度比12.9%増の4,819百万円となりました。

土木費は、(仮)お茶と宇治のまち歴史公園交流ゾーンの建設工事などの影響により、前年度比2.9%増の6,776百万円となりました。

教育費は、名勝宇治山用地取得事業の終了などの影響により、前年度比9.6%減の6,136百万円となりました。

<民生費>

障害者・高齢者や児童などの社会福祉や、生活保護などにかかる経費です。

<衛生費>

各種健康診査、予防接種、斎場運営、環境対策、ごみ収集・処理などにかかる経費です。

<土木費>

道路や排水路、公園、市営住宅など都市の基盤整備や維持にかかる経費です。

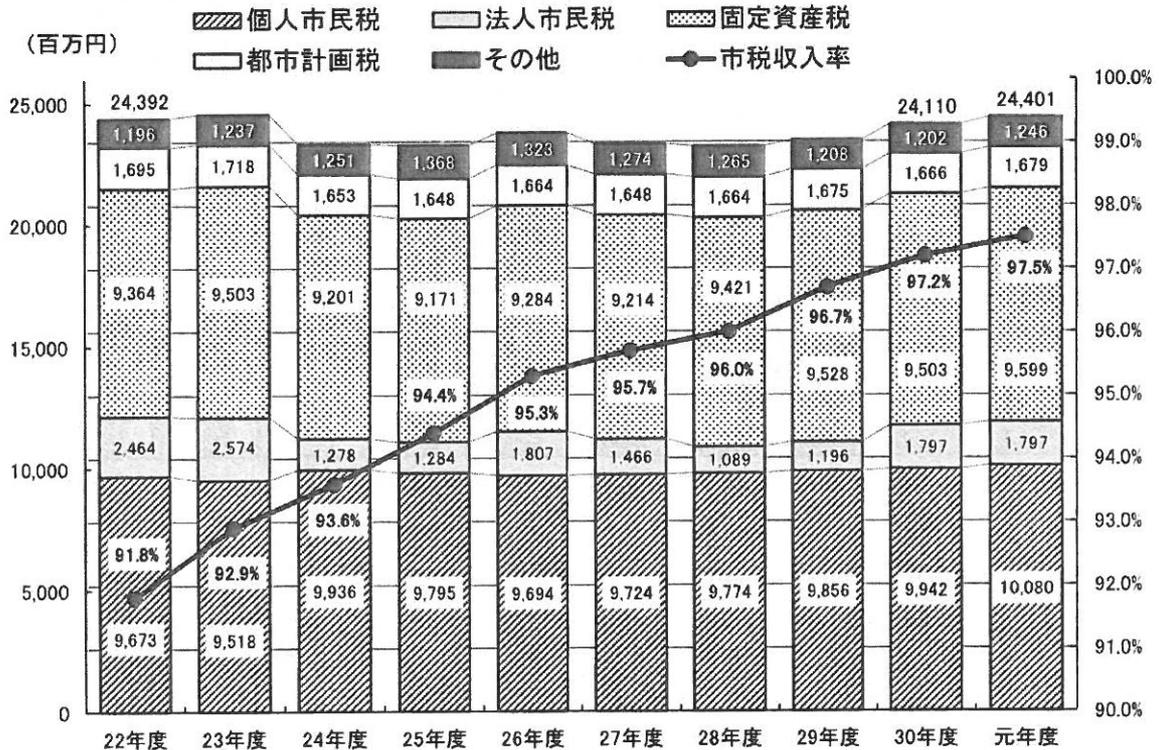
<教育費>

小・中学校、幼稚園などの管理運営にかかる経費や耐震化・大規模改修などにかかる経費です。

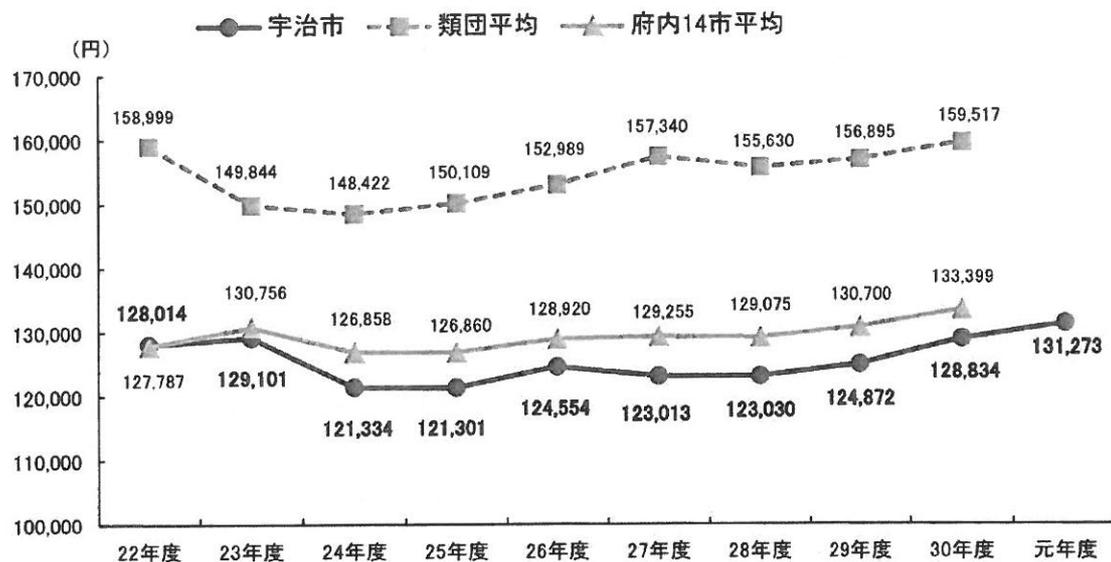
## 2 市税

- (1) 個人市民税が前年度から138百万円増の10,080百万円となり、5年連続の増加となった
- (2) 固定資産税は、前年度から96百万円増の9,599百万円となり、市税全体では、前年度比1.2%増の24,401百万円となった
- (3) 市税収入率は、前年度から0.3ポイント増加し、97.5%となった

### ■ 市税収納額と市税収入率の推移 ■



### 【市民一人あたりの市税の推移】(府内14市平均および類団平均との比較)



### 3 地方交付税

地方交付税は、前年度比3.4%増の7,354百万円となり、歳入全体に占める割合は11.5%となった(元年度:7,354百万円、30年度:7,114百万円)

#### <地方交付税>

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税および地方法人税のそれぞれ一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税です。

普通交付税と特別交付税があります。

#### <普通交付税>

財源不足団体(基準財政需要額が基準財政収入額を上回る地方公共団体)に対し交付されます。

#### <特別交付税>

特別の財政事情(台風・地震などの災害に対する財政需要など)に対して交付されます。

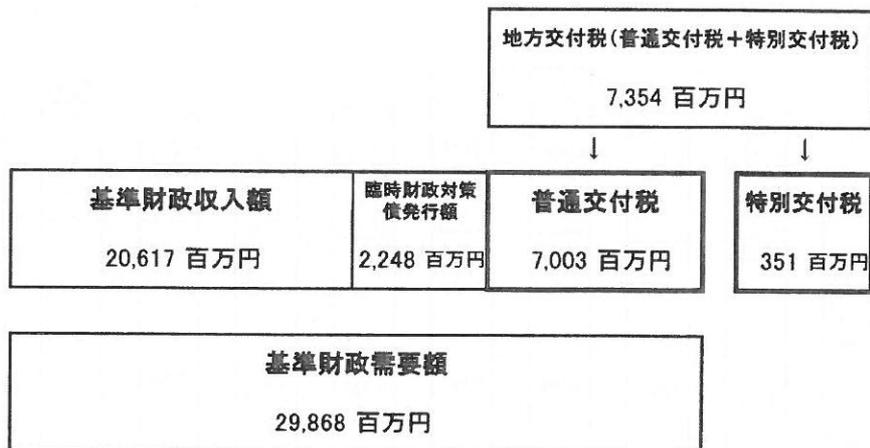
#### <基準財政需要額>

各地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準における行政を運営し、または施設を維持するための財政需要を一定の方法によって算出した額です。

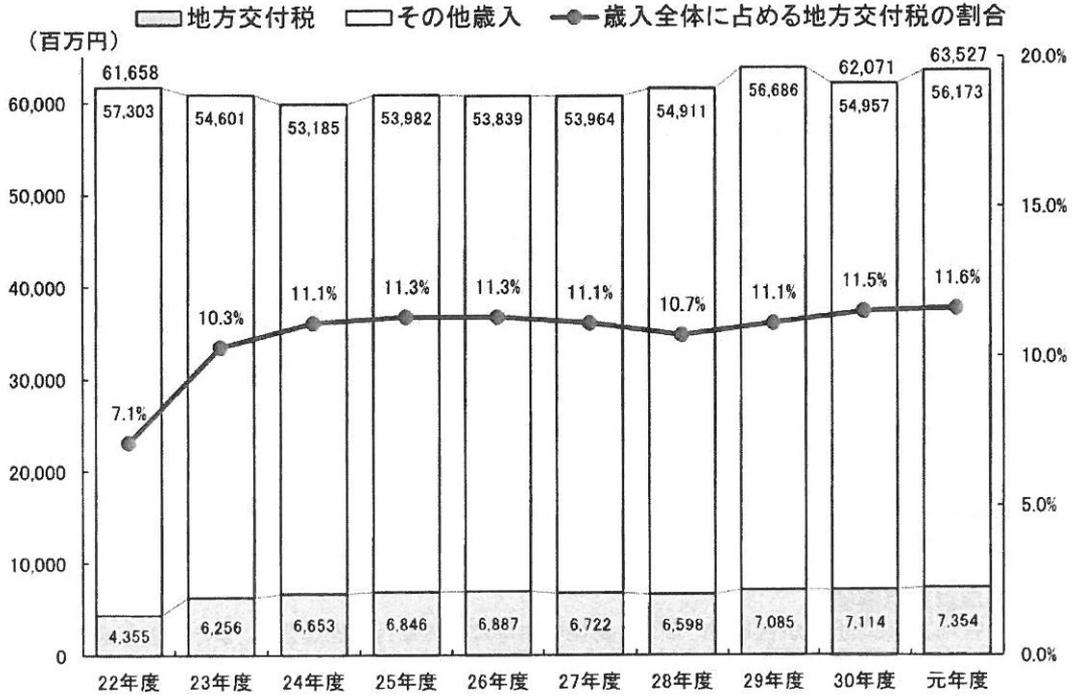
#### <基準財政収入額>

各地方公共団体の財源を合理的に測定するために、標準的な状況において収入が見込まれる税収入等を一定の方法によって算出した額です。

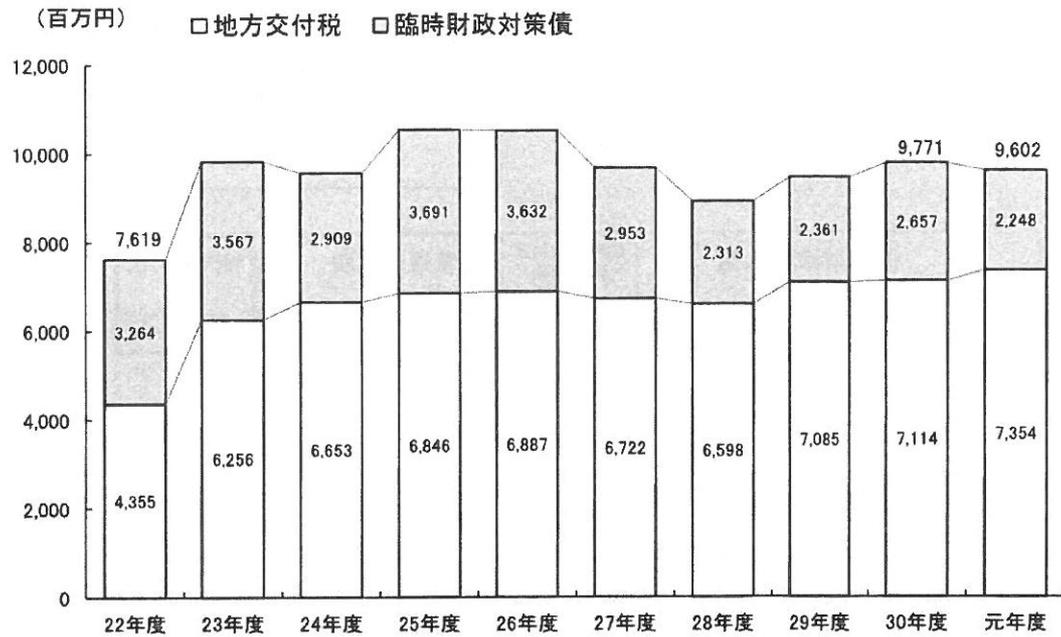
#### 【令和元年度 地方交付税の内訳】



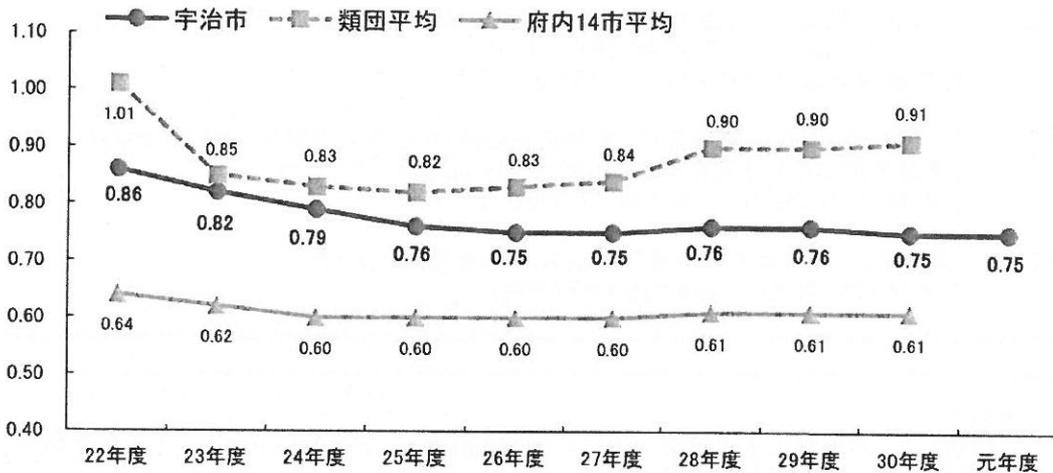
■ 歳入と地方交付税の推移 ■



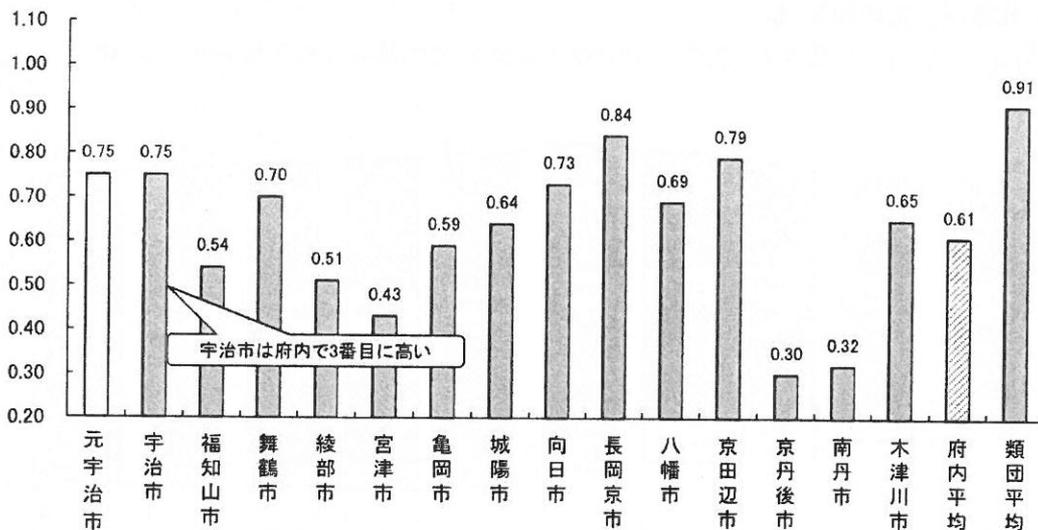
■ 地方交付税および臨時財政対策債発行額の推移 ■



【財政力指数の推移】（府内14市平均および類団平均との比較）



【平成30年度 財政力指数の比較】（府内14市および類団平均との比較）



<財政力指数>

財政力指数は、標準的な行政活動を行うために必要な一般財源に対する市税等の割合を示す指数のことで、普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年平均値です。

この数値が大きいほど財政力が強いとされており、1未満の団体には普通交付税が交付されません。

## 4 市債

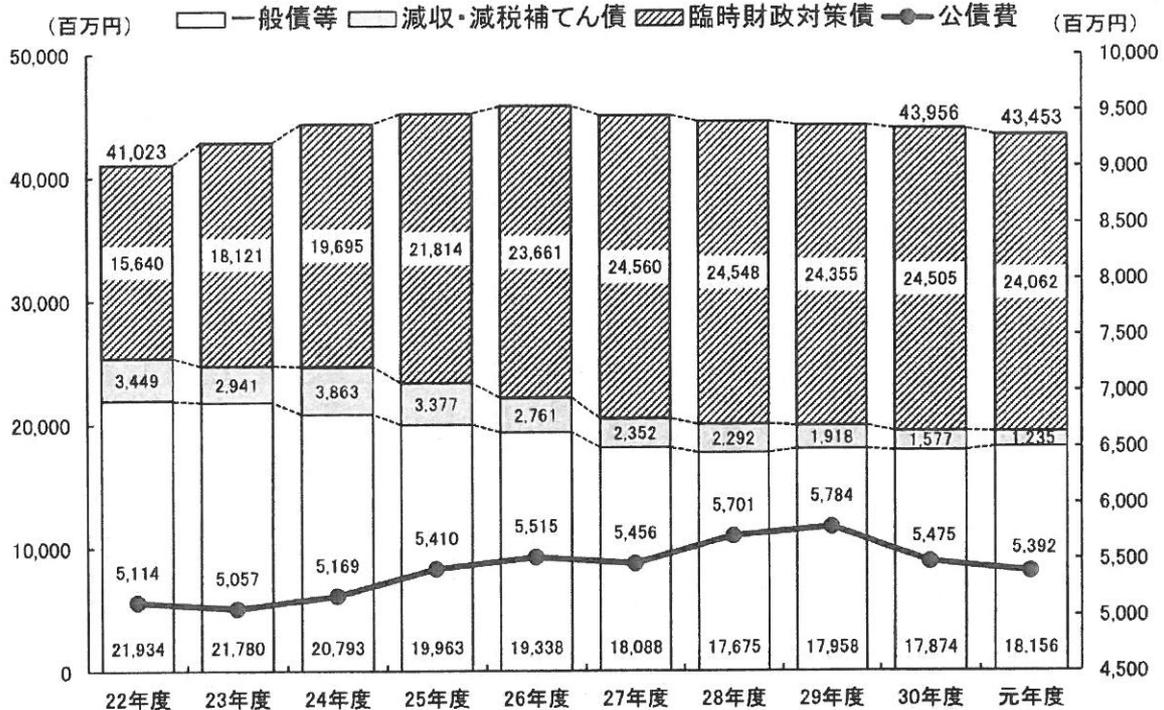
- (1) 市債現在高は、発行額の減少などの影響により、前年度から503百万円減の43,453百万円となり、5年連続の減少となった  
(元年度:43,453百万円、30年度:43,956百万円)
- (2) 臨時財政対策債の現在高は、前年度から443百万円減の24,062百万円となり市債現在高に占める割合は、前年度比0.3%減の55.4%となった  
(元年度:24,062百万円、30年度:24,505百万円)
- (3) 公債費は、前年度から83百万円減の5,392百万円となった  
(元年度5,392百万円、30年度5,475百万円)

### <市債>

市債とは、本市が資金調達のために負担する債務で、次の役割を担い、その返済が一会計年度を超えて行われるものです。

- ①財政支出の年度間調整 ②世代間の負担の公平化 ③一般財源の補完

### ■ 市債現在高の推移 ■

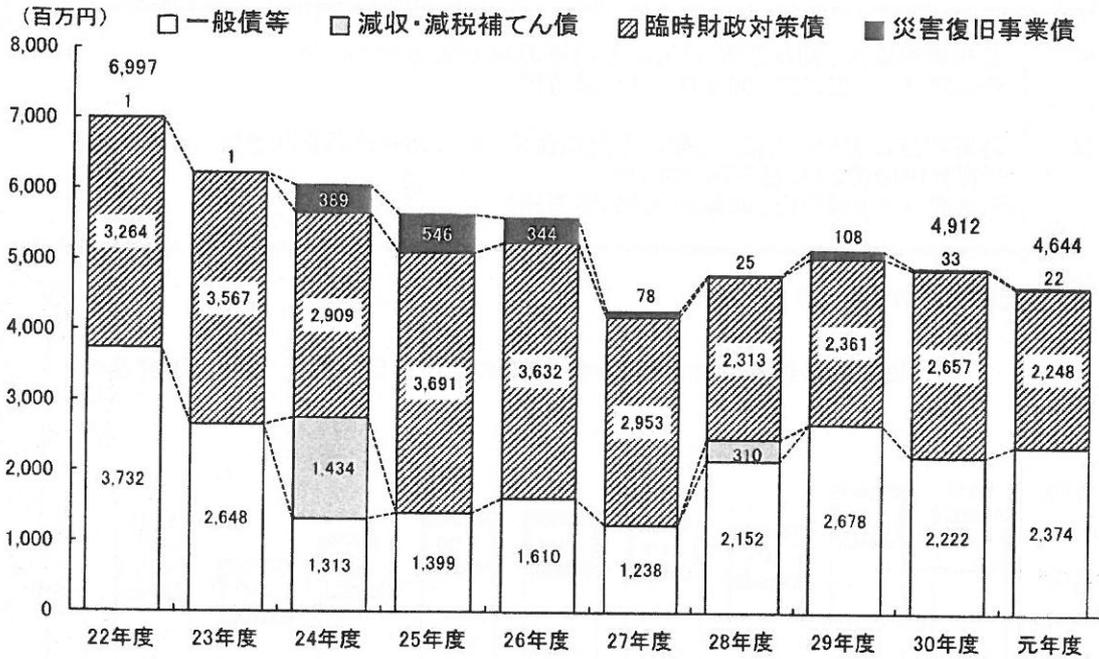


市債現在高は、発行額の減少などの影響により、前年度から503百万円減の43,453百万円となり、5年連続の減少となりました。

### <臨時財政対策債>

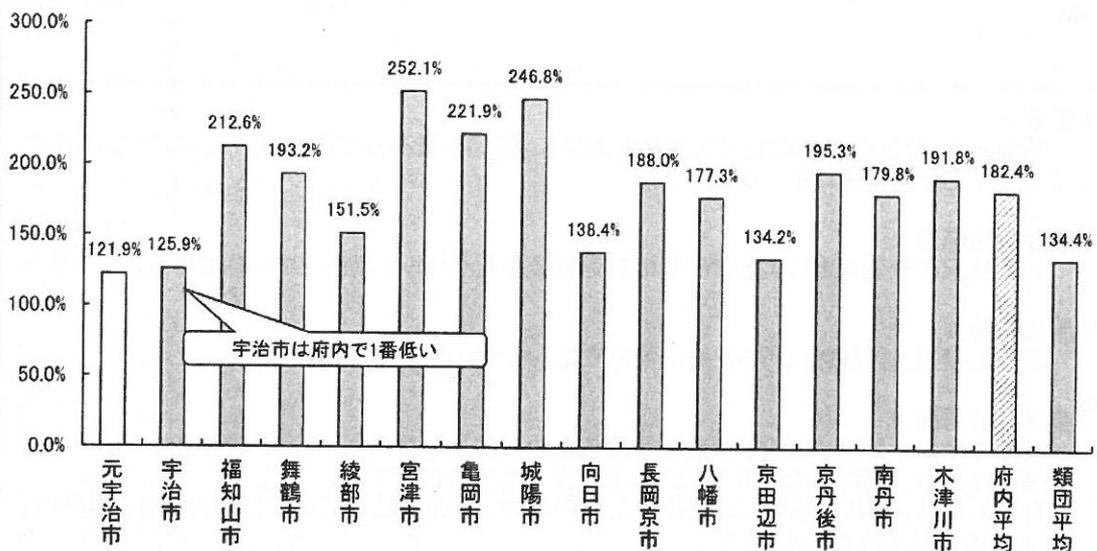
臨時財政対策債は、従来地方交付税により交付されていた地方財政の財源不足の補てんについて、その一部を市債に振り替えられたもので、通常の市債と異なり一般財源として扱います。平成13年度から発行が認められており、元利償還金の100%が後年度の地方交付税を算定する際に用いられる基準財政需要額に算入されます。

■ 市債発行額の推移 ■



臨時財政対策債は前年度比15.4%減の2,248百万円となり、市債発行額は、前年度より5.5%減の4,644百万円となりました。

【平成30年度 標準財政規模に対する市債現在高の割合】  
(府内14市および類団平均との比較)



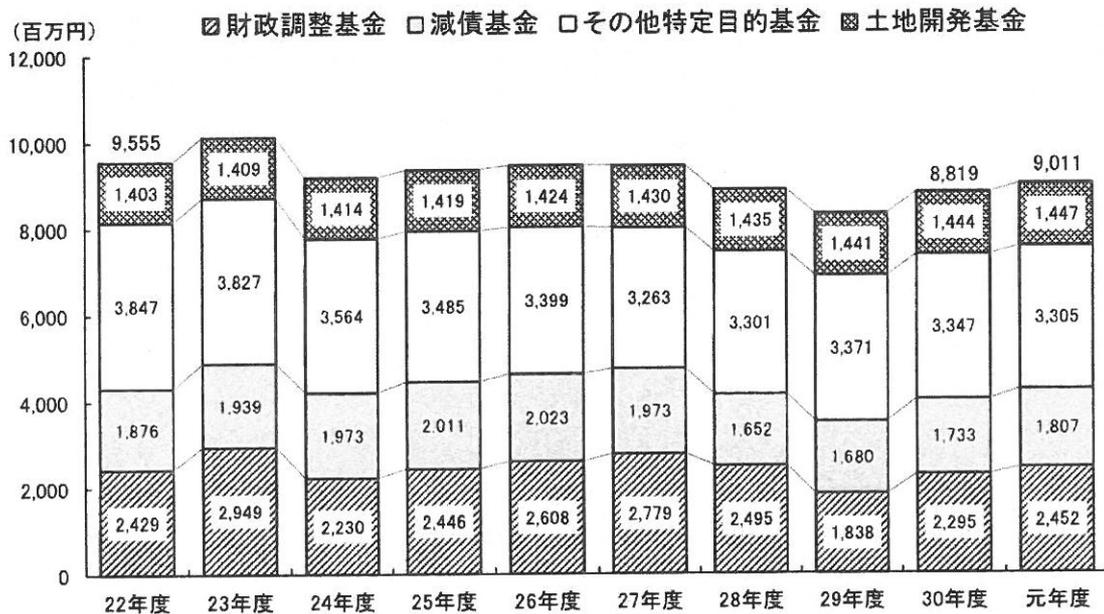
標準財政規模に対する市債現在高の割合は、宇治市は府内で1番低い水準となりました。引き続き市債の適正化を図っていく必要があります。

標準財政規模…地方公共団体が標準的な状態のとき、通常収入されるであろう一般財源の規模

## 5 基金

- (1) 基金現在高は、前年度から192百万円増の9,011百万円となった  
(元年度:9,011百万円、30年度:8,819百万円)
- (2) 経済状況の変動などによる財源不足に備えるための財政調整基金は、前年度から157百万円増の2,452百万円となった  
(元年度:2,452百万円、30年度:2,295百万円)

### ■ 基金現在高の推移 ■



#### <基金>

基金とは、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるため、もしくは定額の資金を運用するために設けられるものです。

#### <財政調整基金>

経済状況の変動などによる年度間の財源調整を行うために積み立てられている基金です。

#### <減債基金>

市債の償還を計画的に行うために積み立てられている基金です。

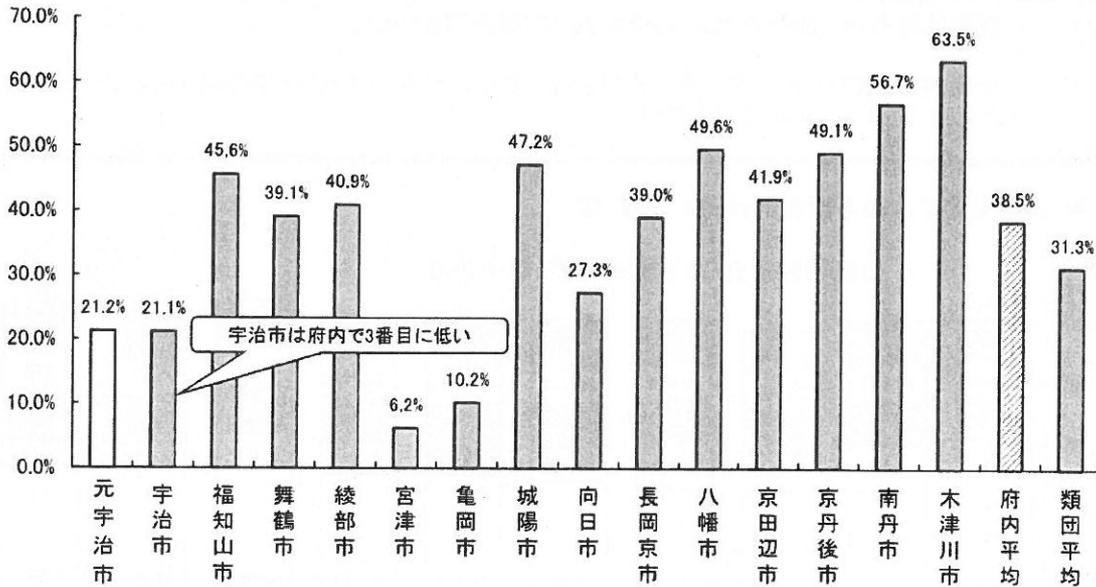
#### <特定目的基金>

条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、もしくは定額の資金を運用するために設けられる資金または財産です。

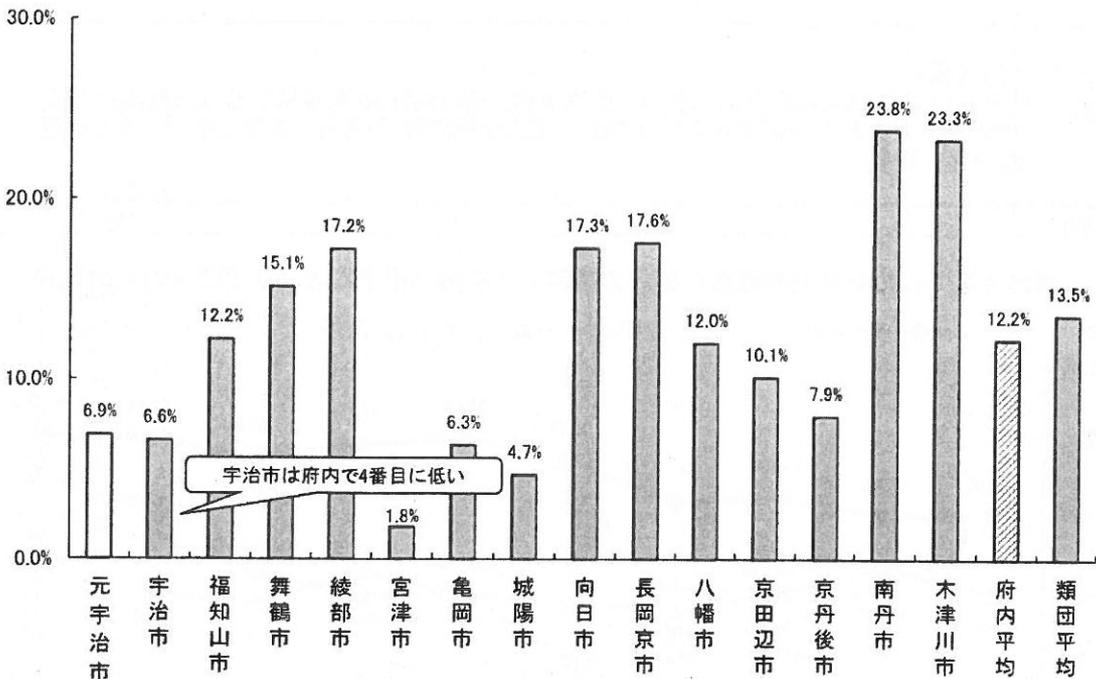
具体的には、公共施設などの建設のための基金、社会福祉の充実のための基金、災害対応のための基金などがあります。

【平成30年度 標準財政規模に対する基金現在高の割合】  
（府内14市および類団平均との比較）

※土地開発基金を除く



【平成30年度 標準財政規模に対する財政調整基金現在高の割合】  
（府内14市および類団平均との比較）



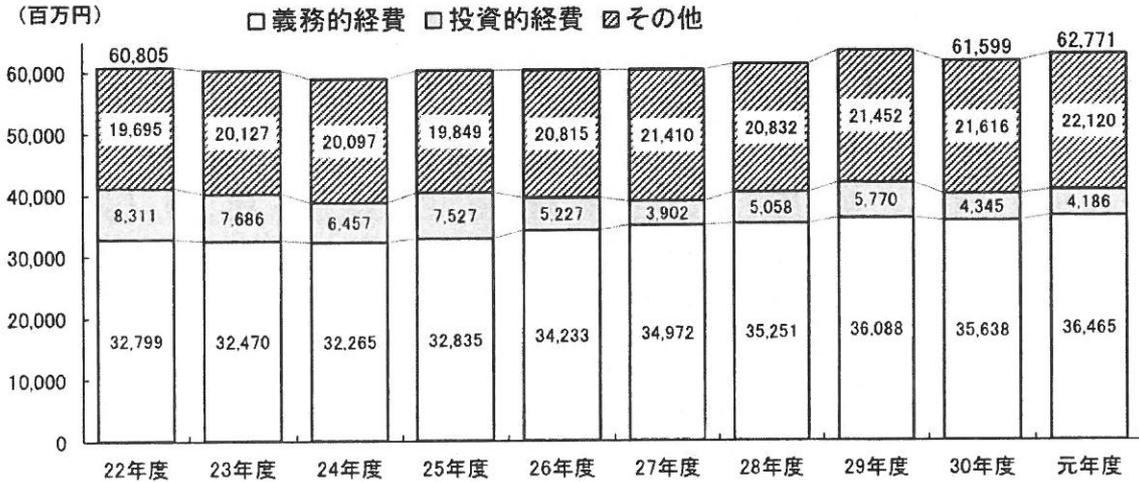
標準財政規模に対する財政調整基金現在高の割合が高ければ、経済状況の変化などに対する対応力があるといえます。本市は、府内14市で比較すると4番目に低い水準となります。厳しい財政状況の中ですが、基金の確保に向けた努力が必要です。

標準財政規模…地方公共団体が標準的な状態のとき、通常収入されるであろう一般財源の規模

## 6 義務的経費（人件費・扶助費・公債費）

- (1) 義務的経費は、前年度比2.3%増の36,465百万円となった
- (2) 義務的経費の歳出全体に占める割合は、前年度から0.2ポイント増の58.1%となった  
(元年度:58.1%、30年度:57.9%)

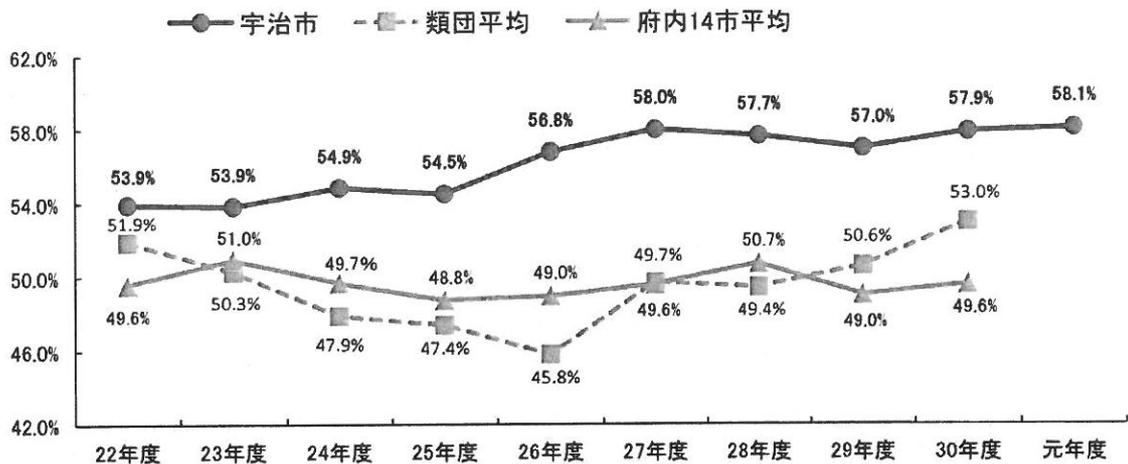
### ■ 歳出全体に占める義務的経費の推移 ■



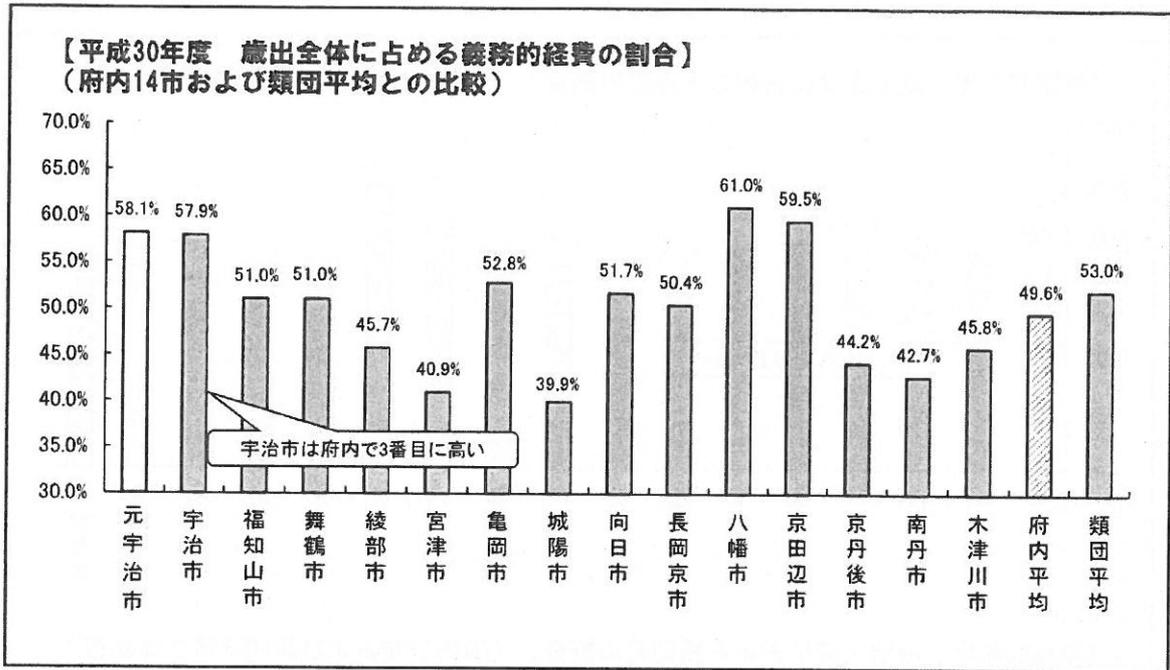
### <義務的経費>

義務的経費は職員給などの人件費、生活保護や高齢者、障害福祉などの扶助費、市債の元利償還金などの公債費からなっており、支出が義務付けられ、任意に削減できない硬直性の強い経費です。

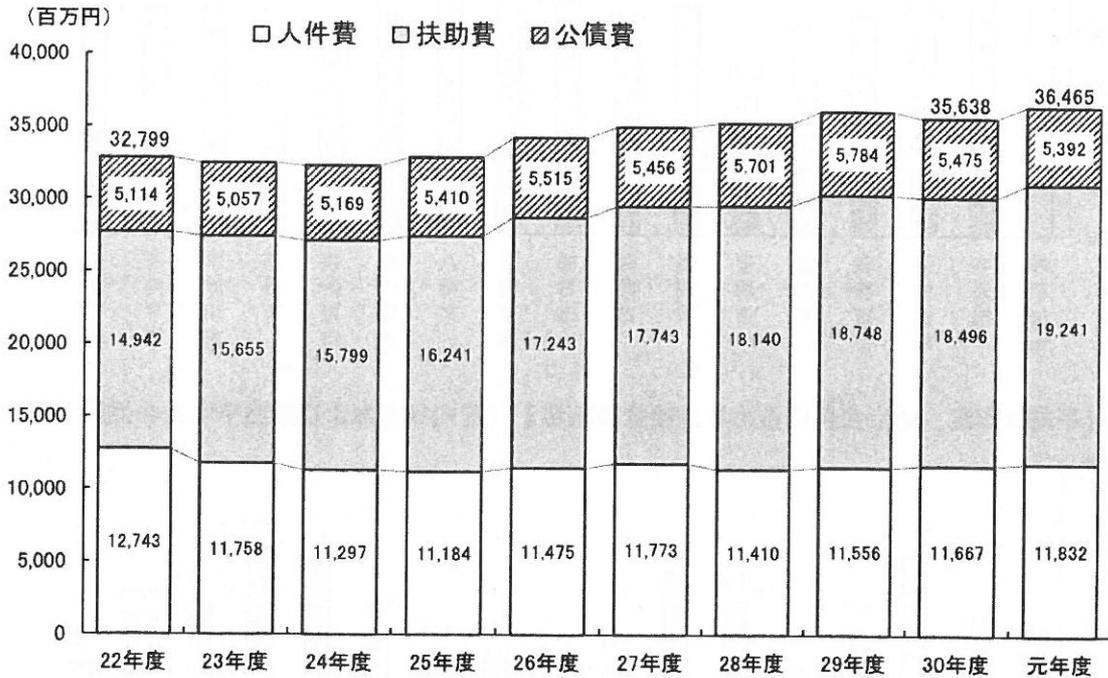
### 【歳出全体に占める義務的経費の割合の推移】（府内14市平均および類団平均との比較）



令和元年度の歳出全体に占める義務的経費の割合は、0.2ポイント増の58.1%となりました。府内14市平均および類団平均と比べると、高い水準で推移しており、今後も注意が必要です。



■ 義務的経費（人件費・扶助費・公債費）の推移 ■

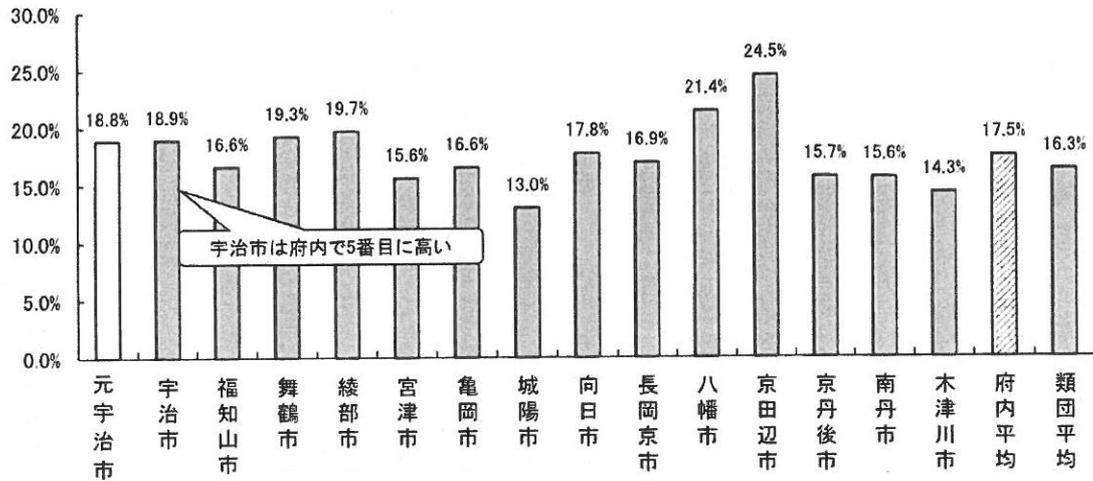


人件費は、職員定数の削減や全職員の昇給抑制などに取り組んだものの、人事院勧告を踏まえた給与改定などもあり、前年度比1.4%増の11,832百万円となりました。

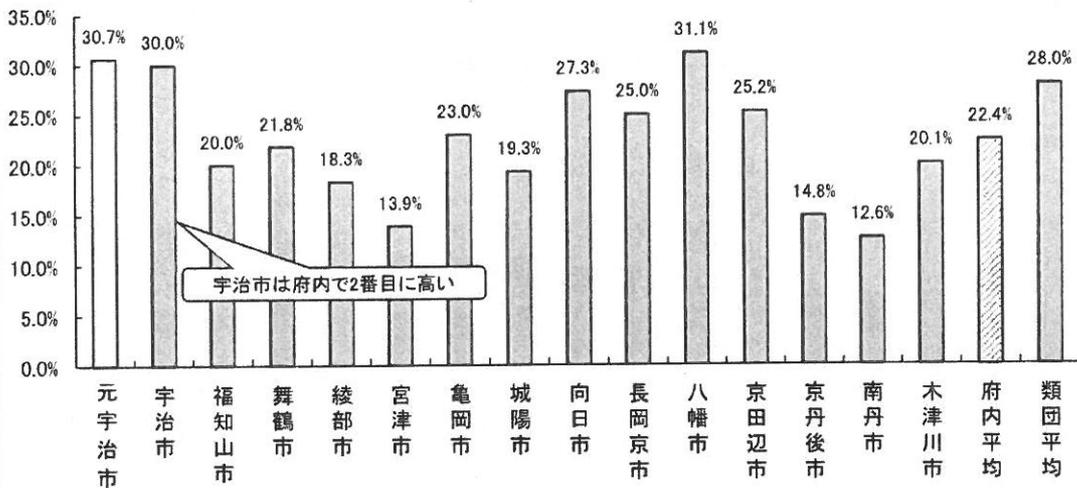
扶助費は、子育て支援施設等利用給付費補助金などの影響により、前年度比4.0%増の19,241百万円となりました。

公債費は、前年度比1.5%減の5,392百万円となりました。今後も50億円を超える水準で推移する見込みとなっています。

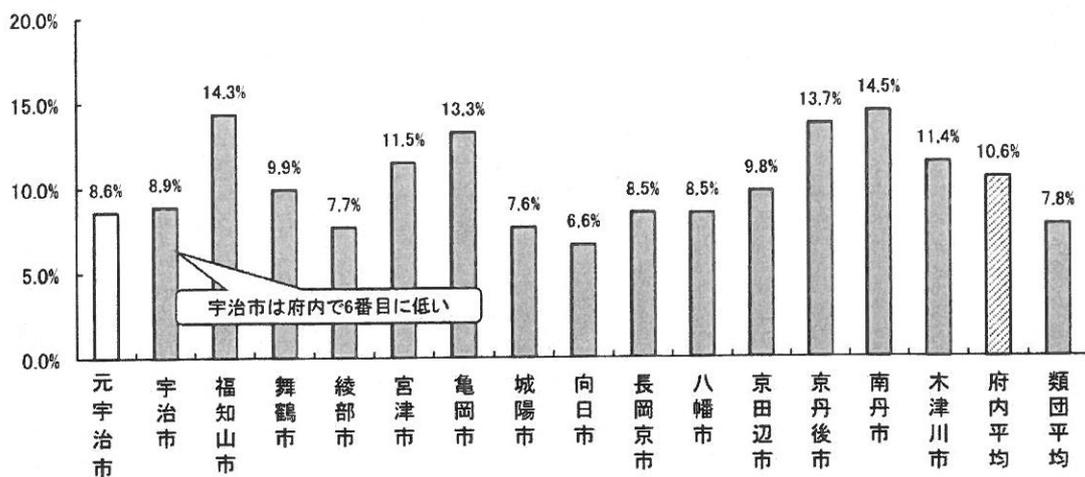
【平成30年度 歳出全体に占める人件費の割合】（府内14市および類団平均との比較）



【平成30年度 歳出全体に占める扶助費の割合】（府内14市および類団平均との比較）

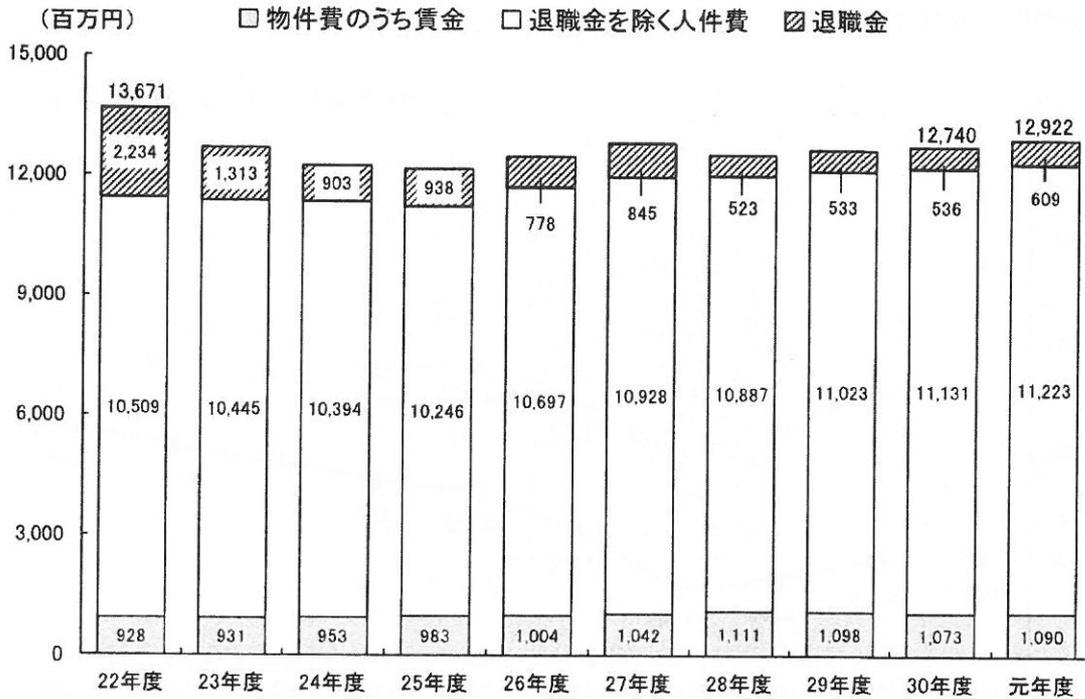


【平成30年度 歳出全体に占める公債費の割合】（府内14市および類団平均との比較）



※四捨五入の影響により、足し上がりの数値が前頁と一致しない場合があります。

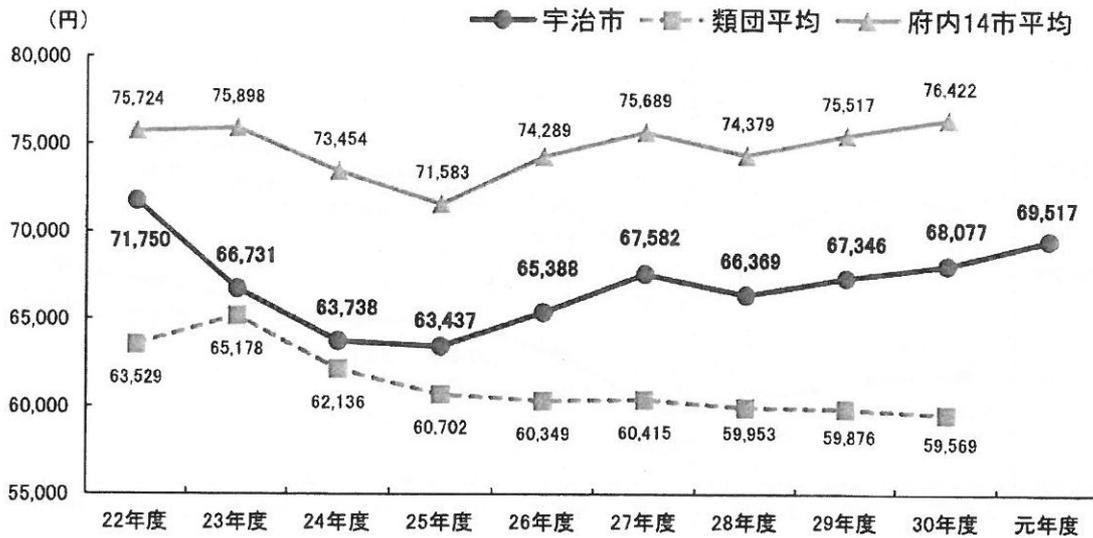
■ 人件費と物件費のうち賃金の合計の推移 ■



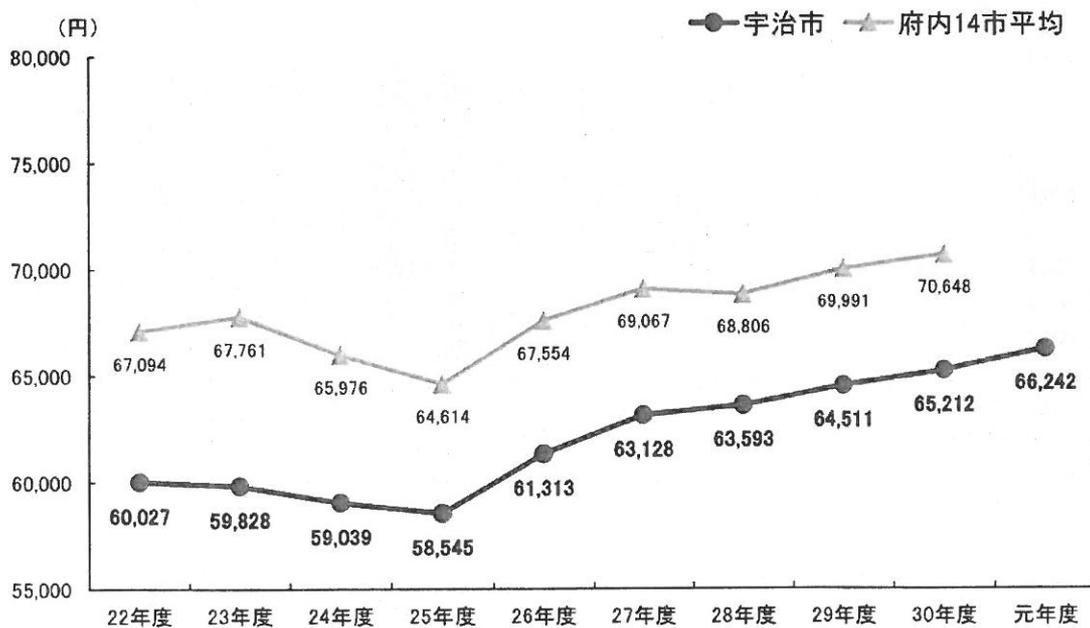
物件費のうち賃金は増加し、前年度比1.6%増の1,090百万円となり、平成22年度と比較すると162百万円増加しました。

退職金を除く人件費は、職員定数の削減や全職員の昇給抑制などに取り組んだものの、人事院勧告を踏まえた給与改定などもあり、前年度比0.8%増の11,223百万円となりました。

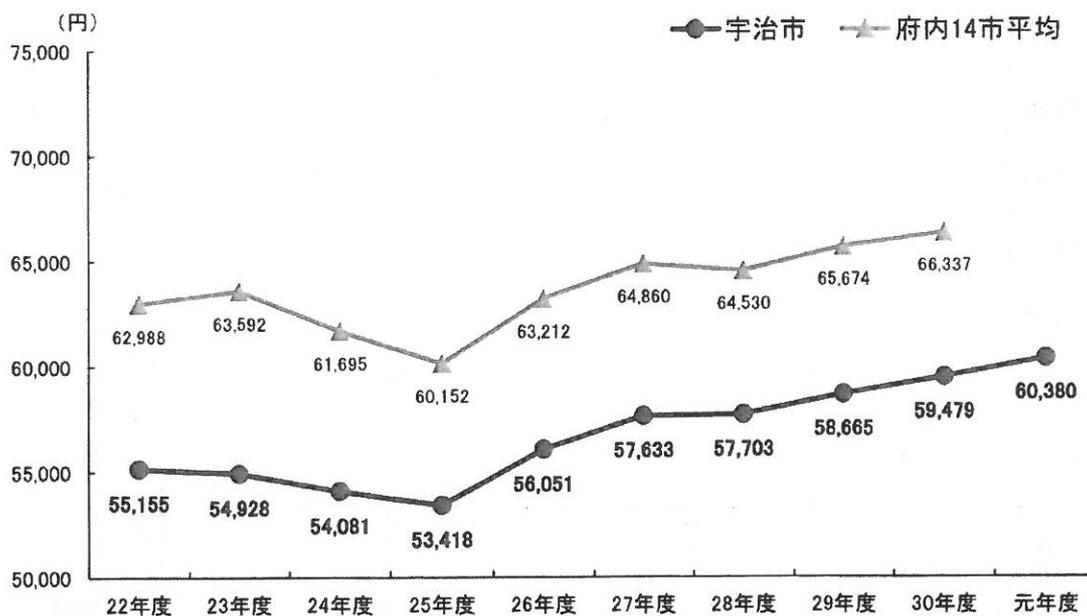
【市民一人あたりの人件費と物件費のうち賃金の合計の推移】  
 (府内14市平均および類団平均との比較)



【市民一人あたりの退職金を除く人件費と物件費のうち賃金の合計の推移】  
（府内14市平均との比較）



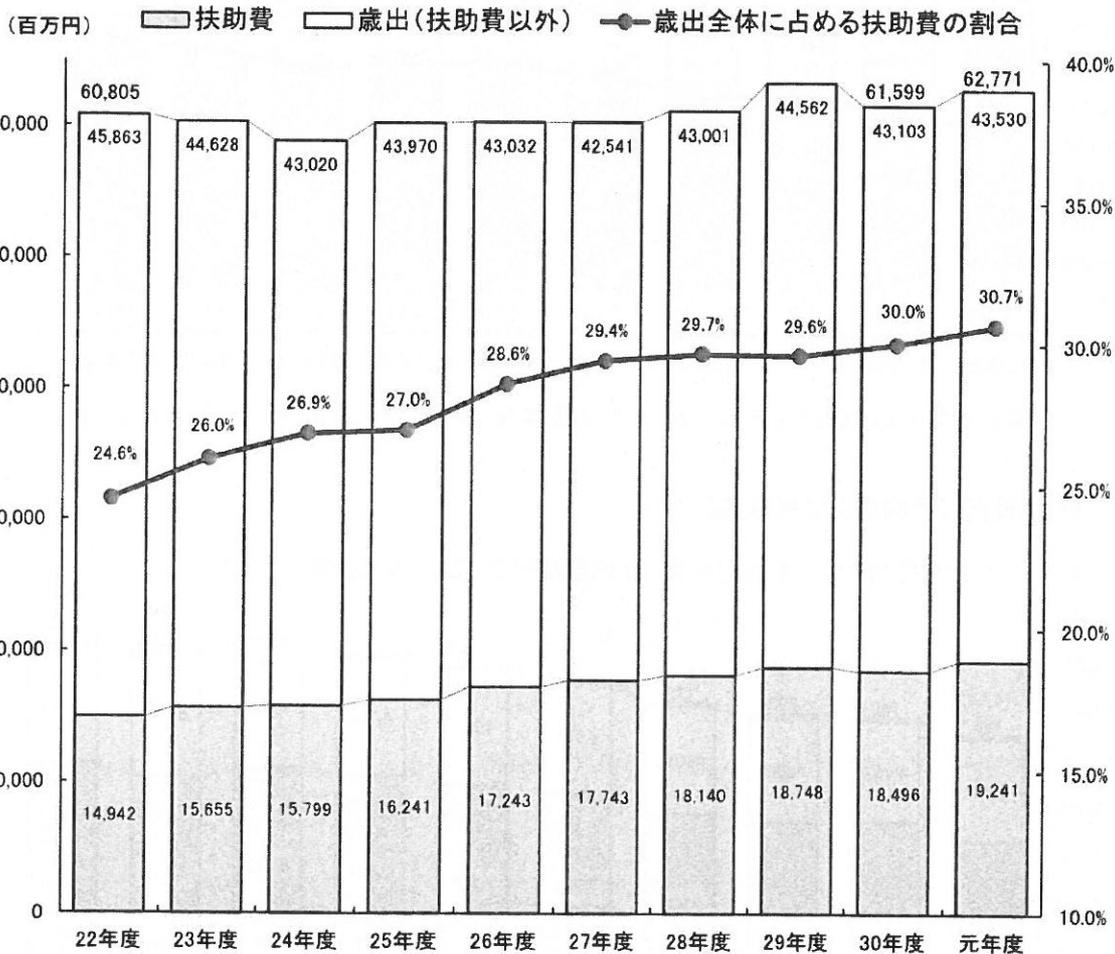
【市民一人あたりの退職金を除く人件費の推移】（府内14市平均との比較）



## 7 扶助費

扶助費は、子育て支援施設等利用給付費補助金などの影響により、前年度から745百万円増の19,241百万円となりました

### ■ 歳出と扶助費の推移 ■



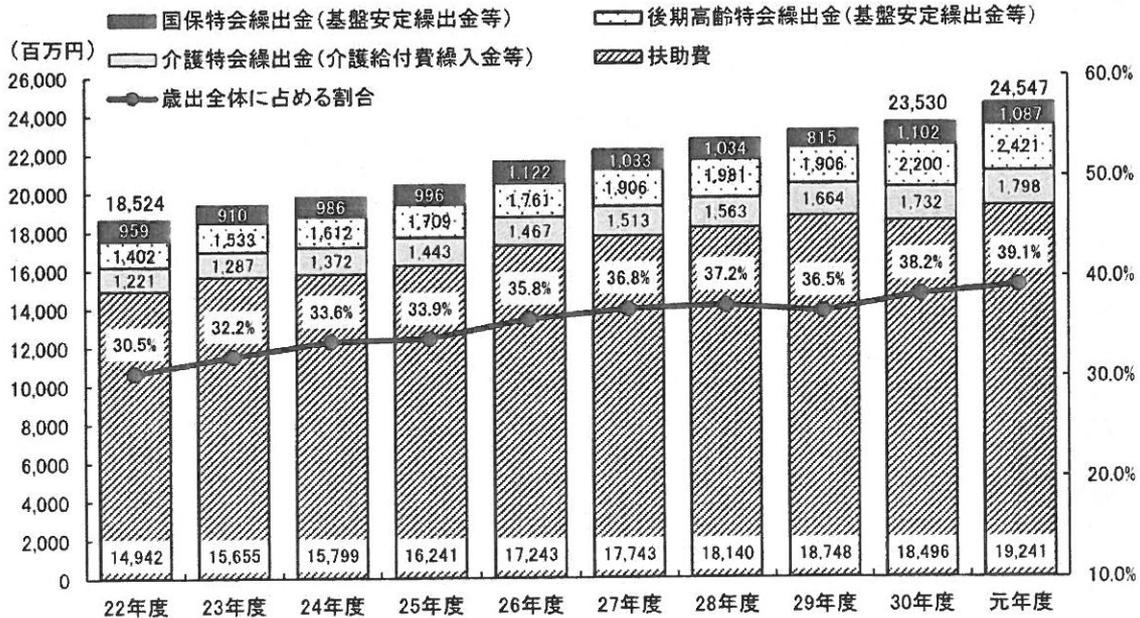
扶助費は、前年度比4.0%増の19,241百万円となり、歳出全体に占める扶助費の割合は前年度から0.7ポイント増加し、30.7%となりました。

歳出全体に占める扶助費は、高い割合で推移しており、財政を硬直化させる大きな要因のひとつとなっています。

#### <扶助費>

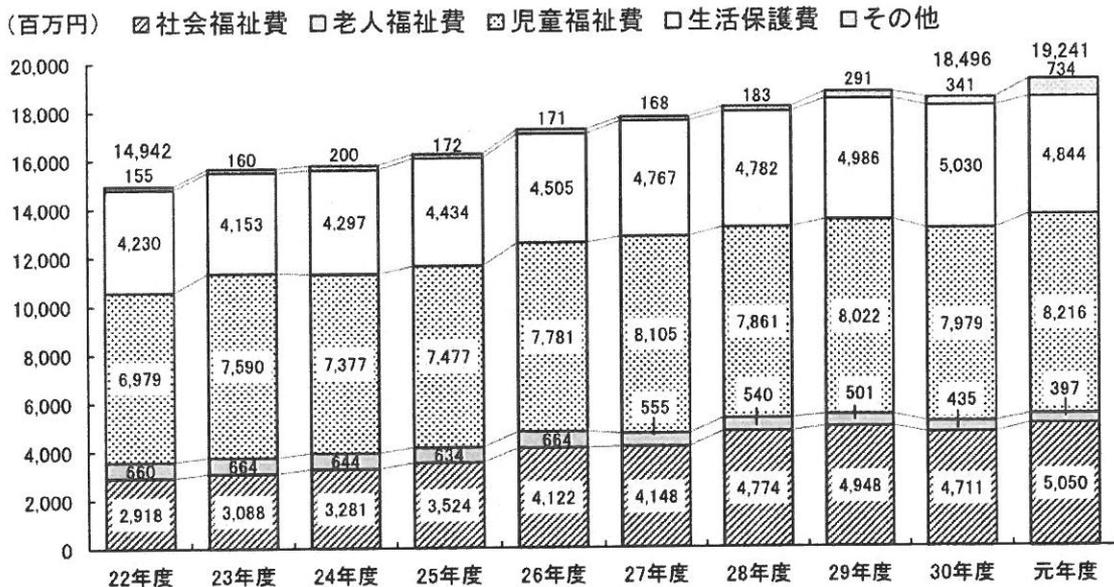
社会保障制度の一環として、各種の法令(生活保護法、児童福祉法、老人福祉法など)や市独自の制度に基づいて、障害者、高齢者、児童などへの福祉サービスの提供に直接必要な経費です。

### ■ 扶助費と国保特会・介護特会・後期高齢特会繰出金の合計の推移 ■



平成22年度の18,524百万円に対し、令和元年度は約1.3倍の24,547百万円となりました。

### ■ 扶助費(目的別)の推移 ■



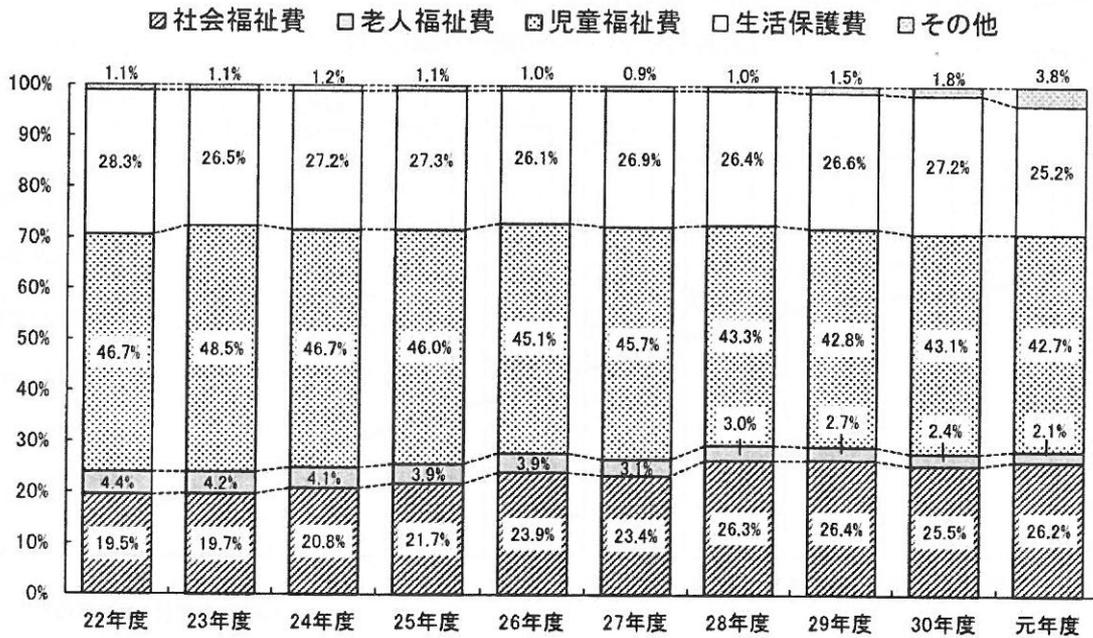
社会福祉費は、障害者介護給付費、障害者訓練等給付費、福祉医療費支給費などの社会福祉などのための経費であり、前年度比7.2%増の5,050百万円となりました。

老人福祉費は、重度心身障害老人健康管理費、老人医療費支給費、老人保護措置費などの高齢者福祉のための経費であり、前年度比8.7%減の397百万円となりました。

児童福祉費は、児童手当費、民間保育所等運営費、児童扶養手当費などの児童福祉のための経費であり、前年度比3.0%増の8,216百万円となりました。

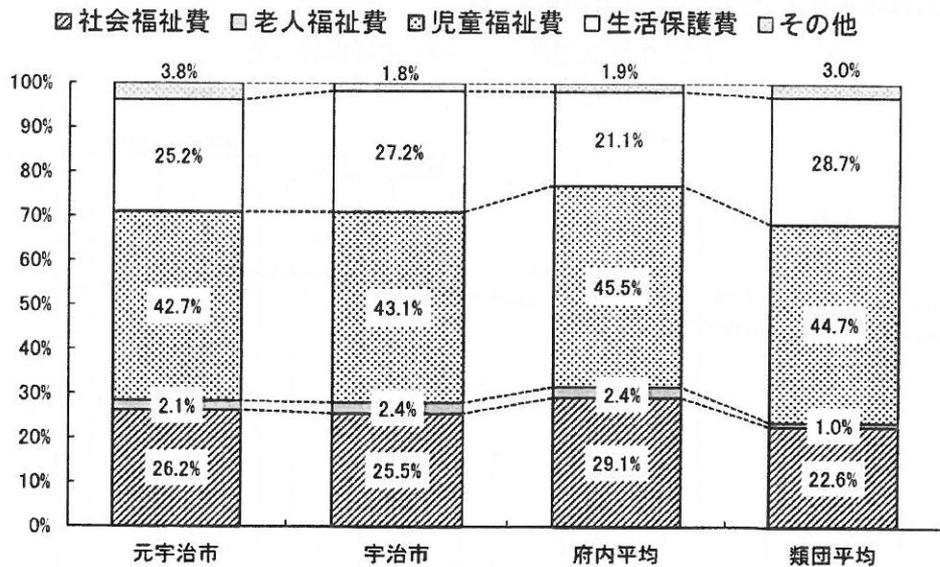
生活保護費は、生活扶助、住宅扶助、医療扶助などの生活保護のための経費であり、前年度比3.7%減の4,844百万円となりました。

■ 扶助費に占める各目的内訳の割合の推移 ■



扶助費のうち社会福祉費の割合は、障害者介護給付費などの影響により、前年度から0.7ポイント増加して26.2%となり、生活保護費の割合は、医療扶助などの影響により、前年度から2.0ポイント減少して25.2%となりました。

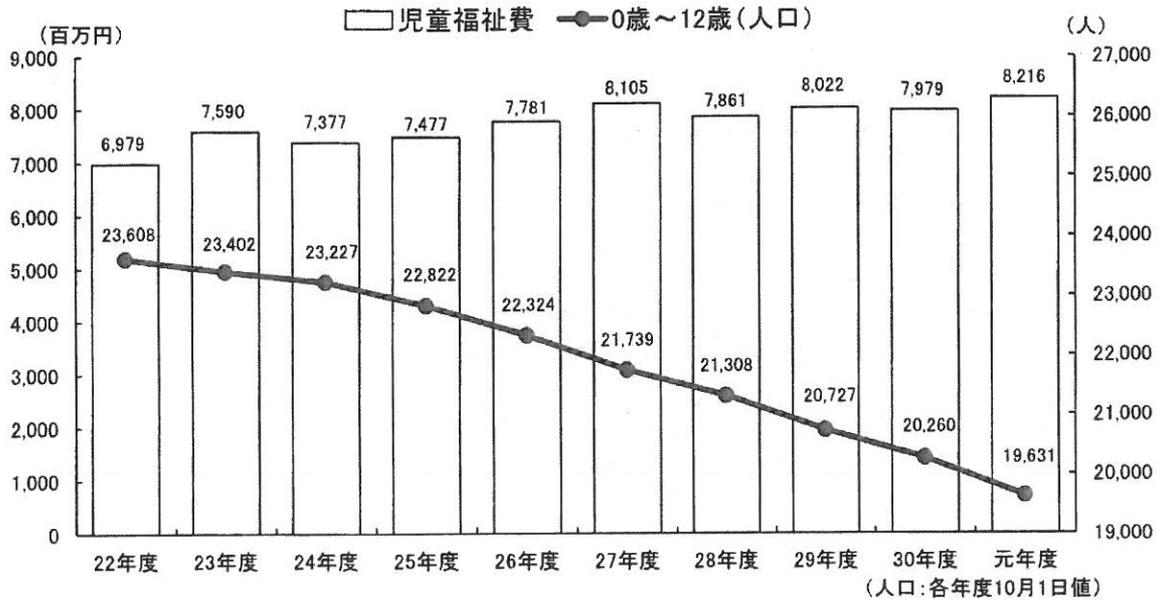
【平成30年度 扶助費に占める各目的内訳の割合】  
（府内14市平均および類団平均との比較）



扶助費に占める各目的内訳の割合を府内14市平均と比較すると、生活保護費の割合が高くなっており、類団平均と比較すると、社会福祉費や老人福祉費の割合が高くなっていることがわかります。

## 児童福祉費

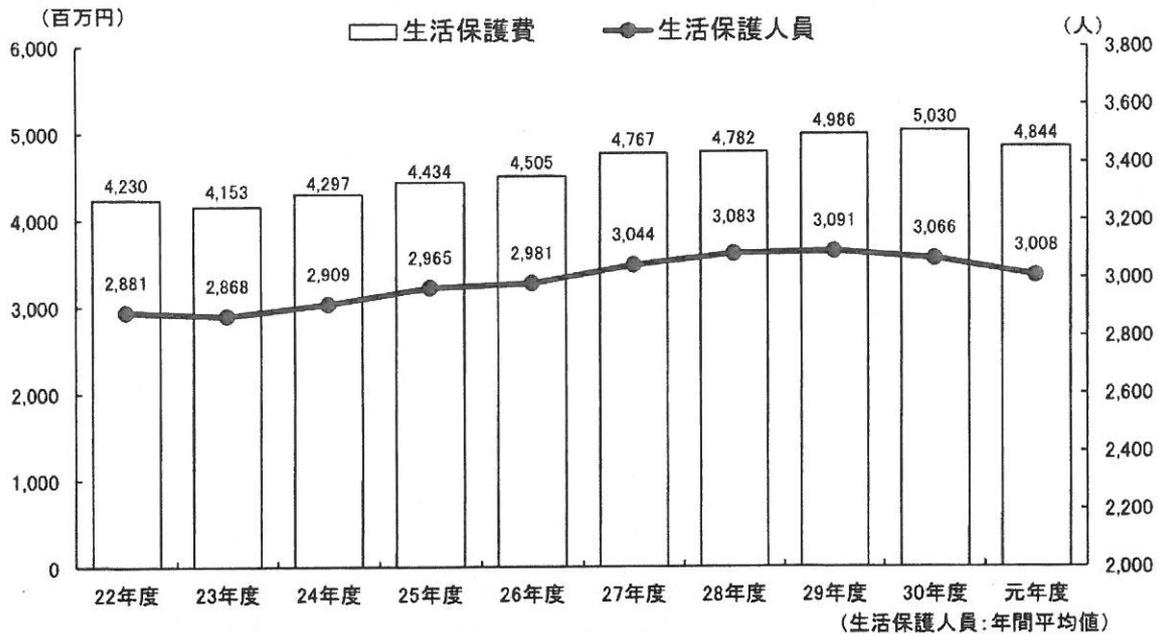
■ 児童福祉費および0歳～12歳の人口の推移 ■



0歳～12歳の人口は、平成20年度以降年々減少し続け、令和元年度は前年度から629人少ない19,631人となり、令和元年度の児童福祉費は、児童扶養手当費などの影響により、前年度比3.0%増の8,216百万円となりました。

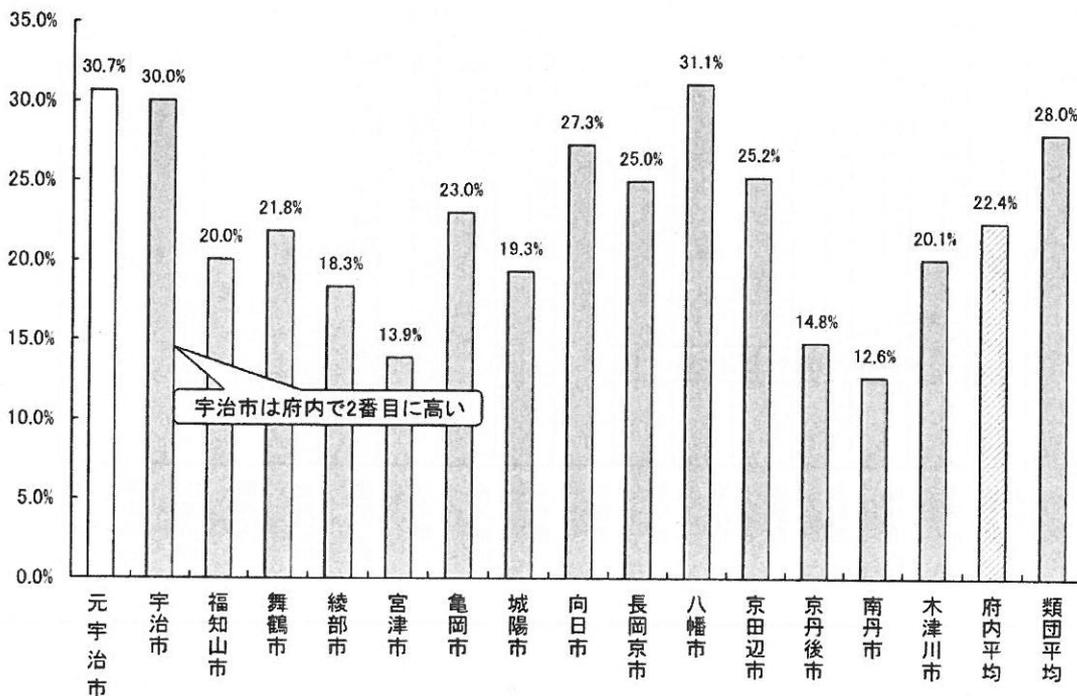
## 生活保護費

■ 生活保護費および生活保護人員の推移 ■

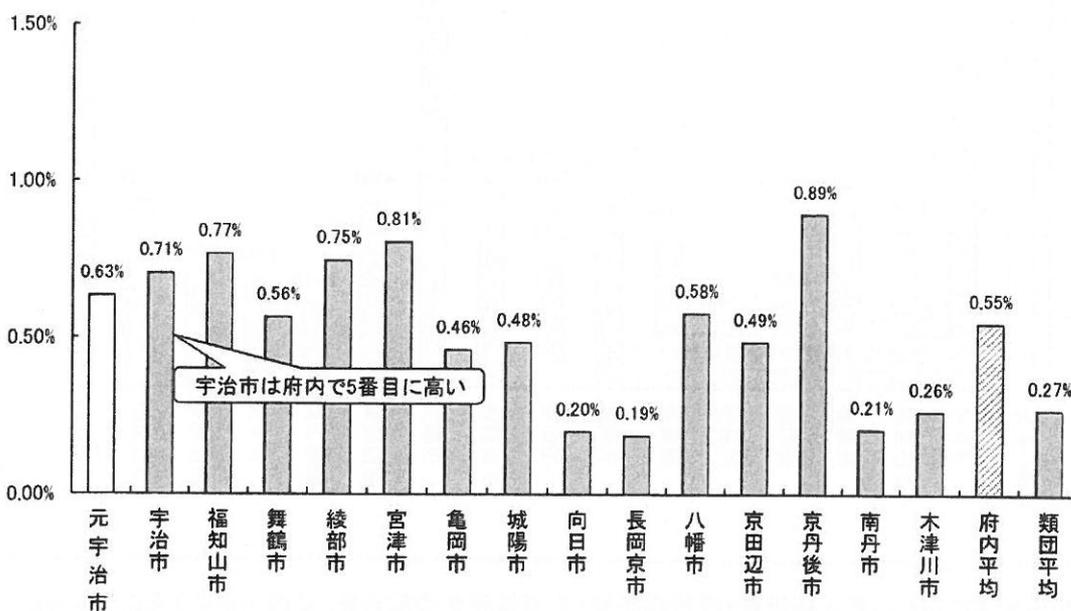


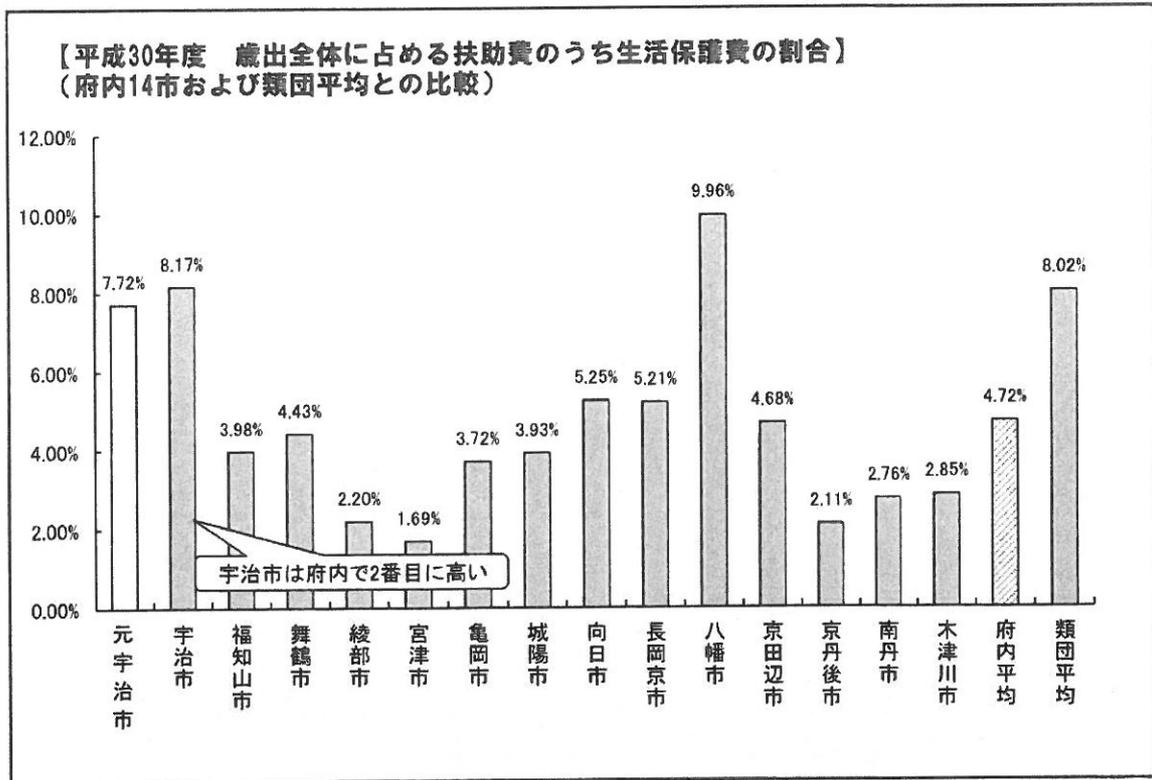
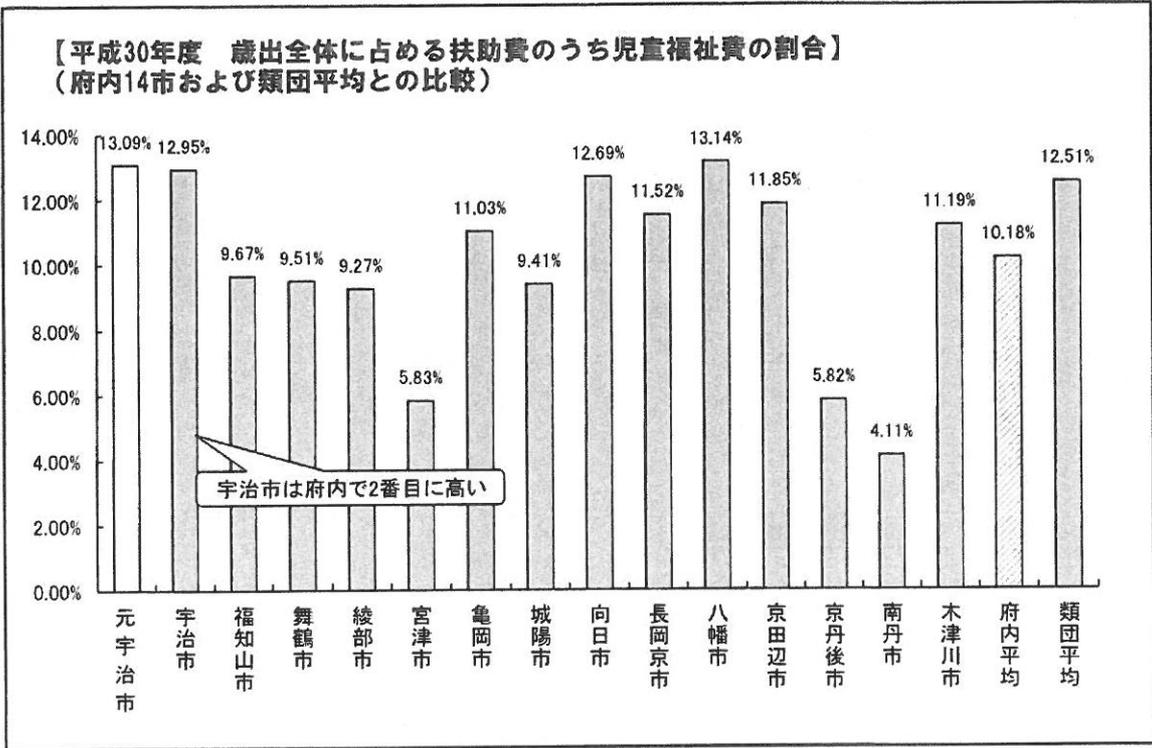
令和元年度の生活保護人員は3,008人となり、前年度から2年連続で減少しています。また、生活保護費は前年度から186百万円減の4,844百万円となりました。

【平成30年度 歳出全体に占める扶助費の割合】  
（府内14市および類団平均との比較）



【平成30年度 歳出全体に占める扶助費のうち老人福祉費の割合】  
（府内14市および類団平均との比較）





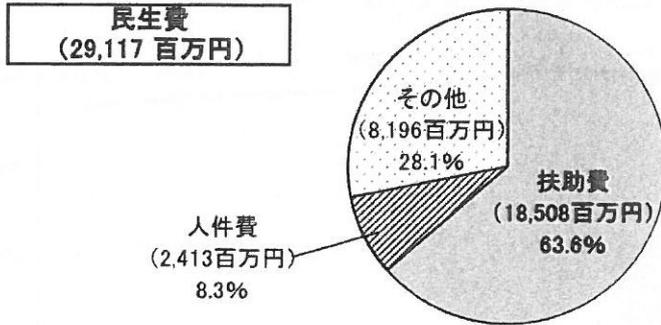
歳出全体に占める老人福祉費・児童福祉費・生活保護費の割合を、府内14市などと比較するとすべて高い水準となっており、今後も扶助費のあり方を検討していく必要があると考えられます。

**<扶助費と民生費>**

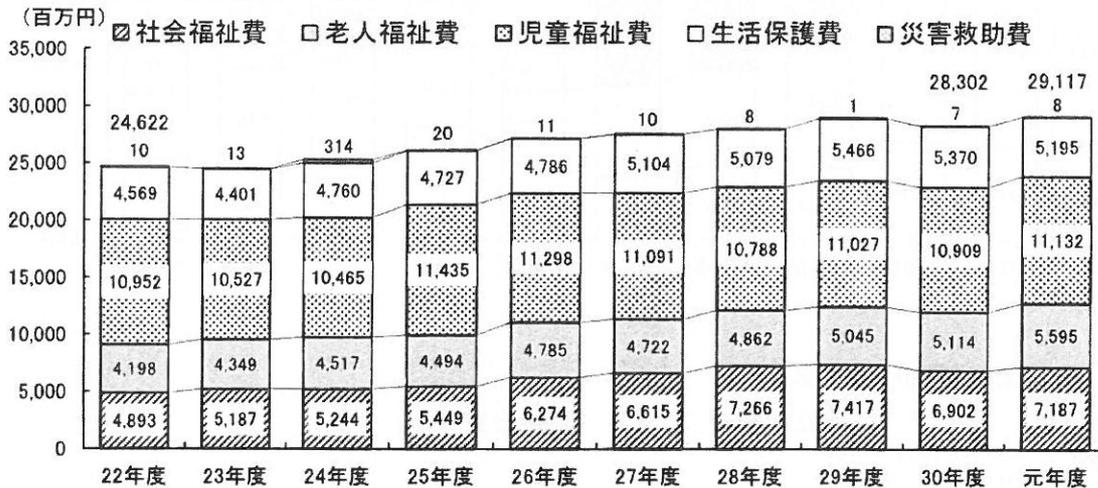
扶助費は、社会保障制度の一環として、各種法令や市独自の制度に基づいて行う福祉サービスの提供に直接必要な経費です。

民生費は、行政の目的別に分類した経費であり、社会福祉の充実を目的に使われた経費で、扶助費だけではなく、人件費や、保育所・地域福祉センターなどの福祉施設の整備や運営などの経費も含まれています。

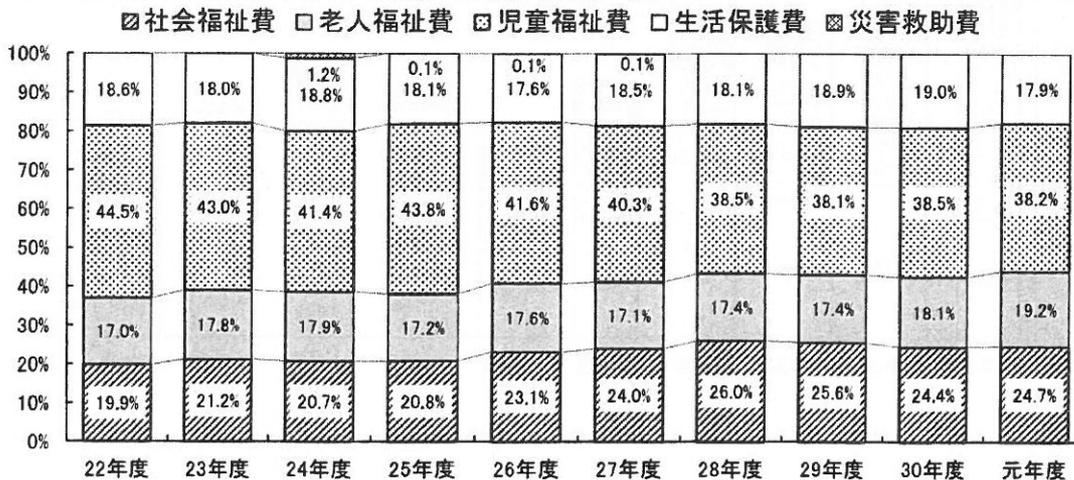
**令和元年度民生費に占める扶助費の割合**



**民生費（目的別）の推移**



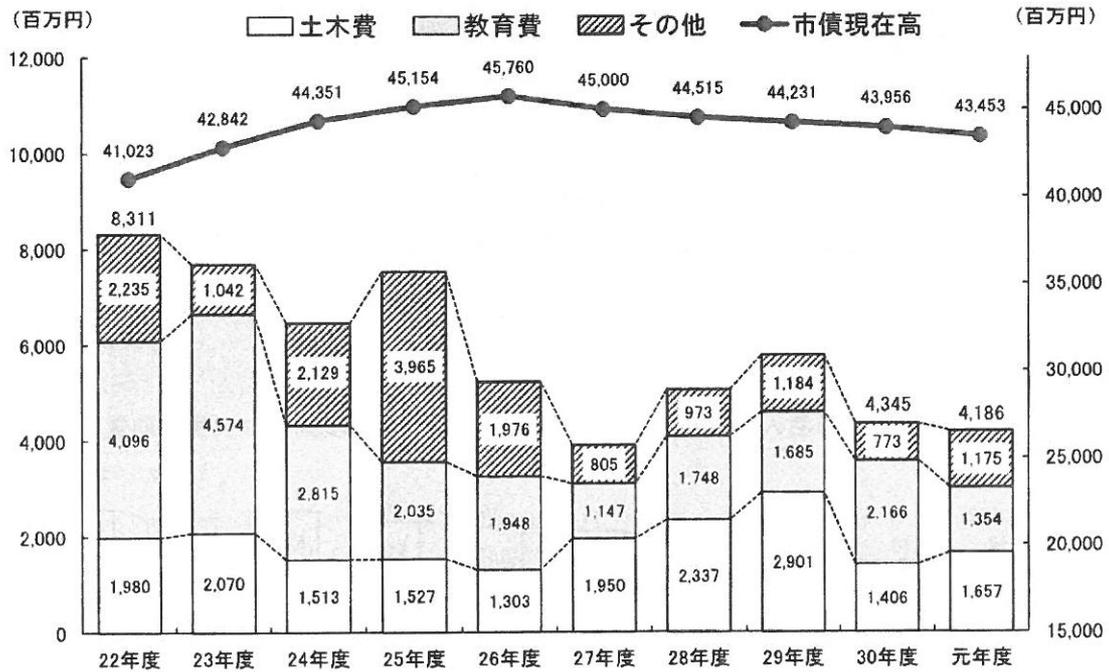
**民生費（目的別）に占める内訳の割合の推移**



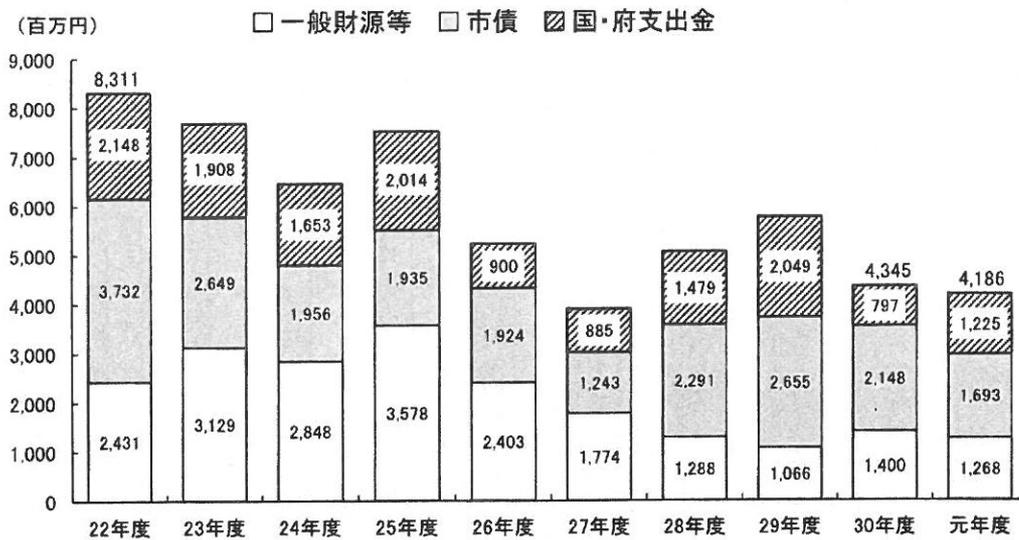
## 8 投資的経費

投資的経費は、名勝宇治山用地取得事業の終了などの影響により、前年度比3.7%減の4,186百万円となりました。  
(元年度:4,186百万円、30年度:4,345百万円)

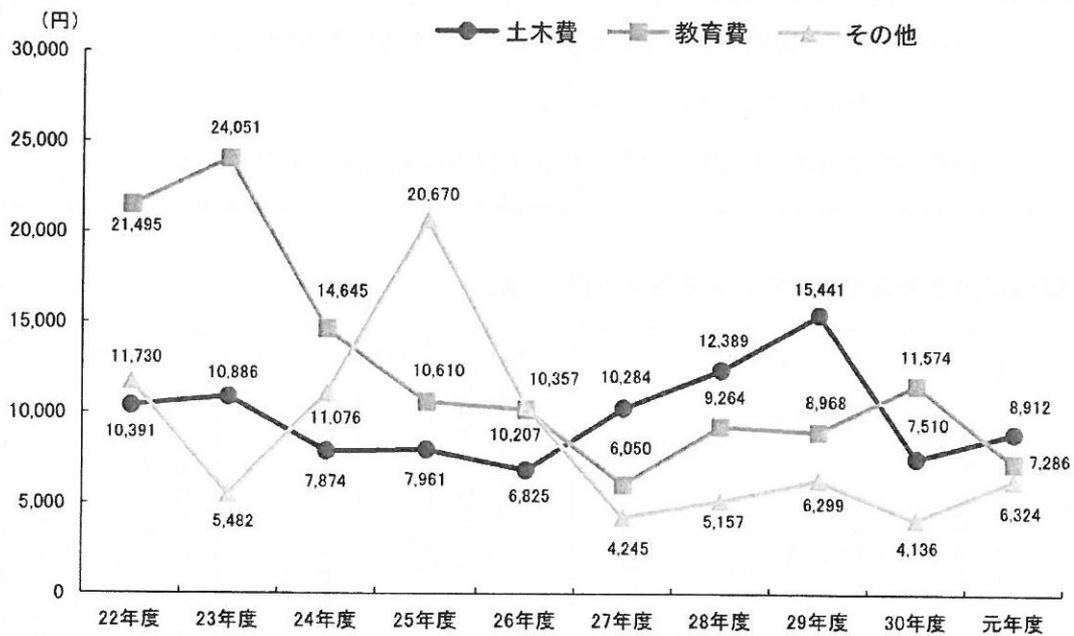
### ■ 投資的経費の推移 ■



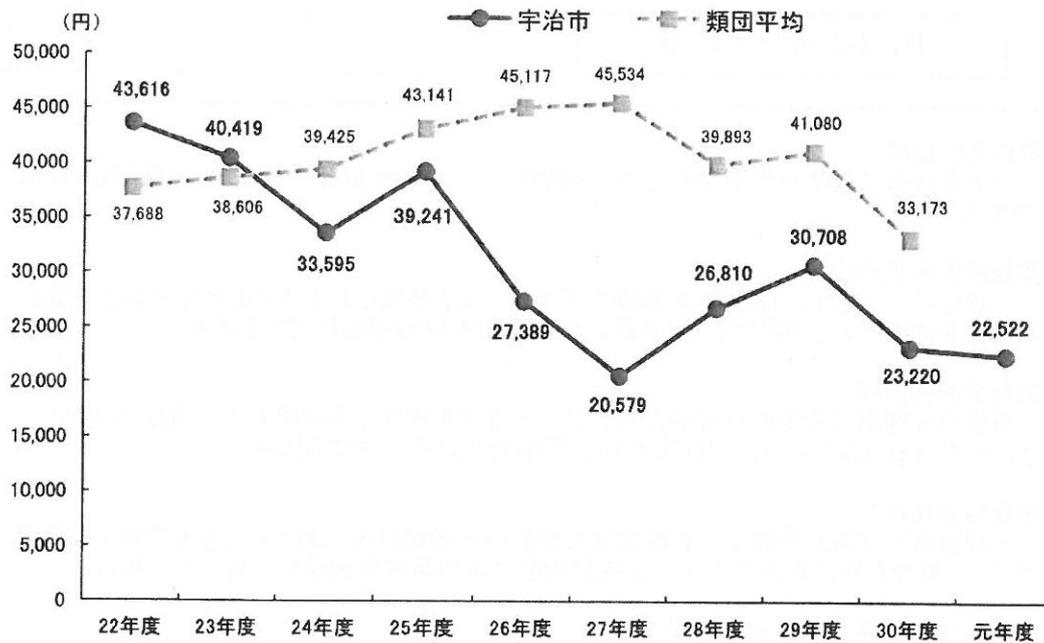
### ■ 投資的経費の財源内訳 ■



【市民一人あたりの投資的経費の推移】



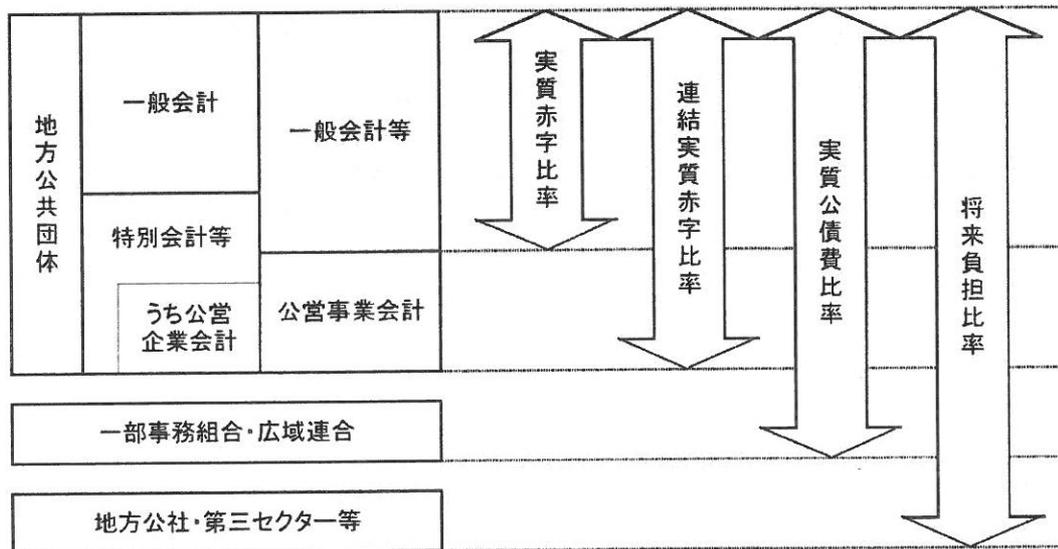
【市民一人あたりの投資的経費】



## 9 健全化判断比率（平成30年度）

- (1) 実質赤字比率と連結実質赤字比率は、黒字のため算定されなかった
- (2) 実質公債費比率については、1.6%となった
- (3) 将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回り、算定されなかった

### ■ 健全化判断比率の対象となる会計の範囲 ■



#### <実質赤字比率>

一般会計等が黒字か赤字かを判断する指標です（一般会計等の赤字の標準財政規模に対する比率）。

#### <連結実質赤字比率>

一般会計だけでなく、国民健康保険や下水道、水道事業などすべての特別会計を対象として赤字を判断する指標です（全会計の赤字の標準財政規模に対する比率）。

#### <実質公債費比率>

市債の元利償還金等の一般会計等に対する負担を判断する指標です（一般会計等が、負担しなければならない元利償還金等の標準財政規模に対する比率）。

#### <将来負担比率>

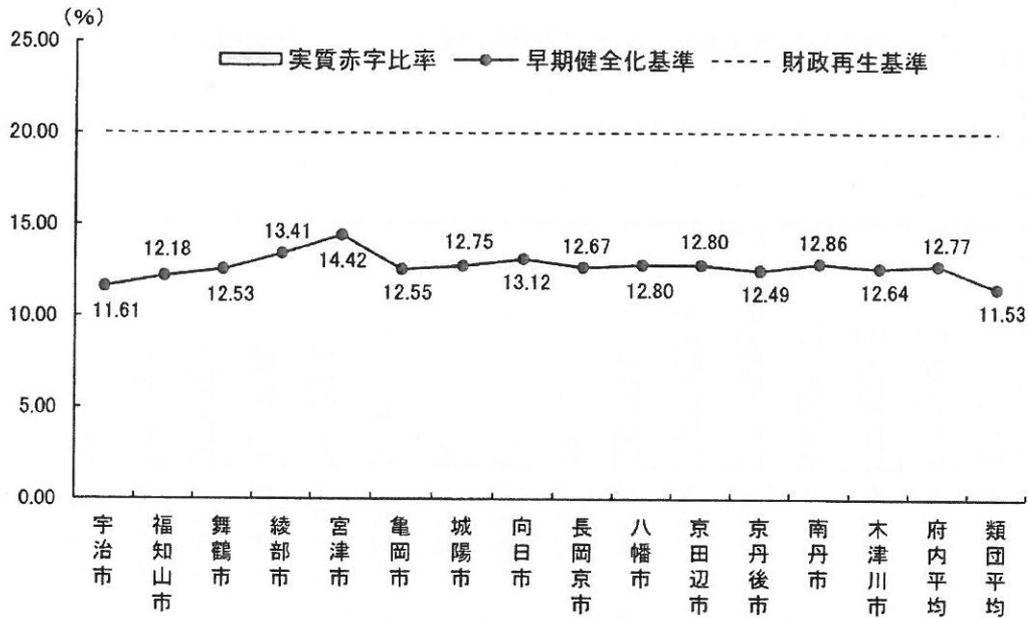
一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の一般会計等に対する負担を判断する指標です（一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率）。

#### <早期健全化基準と財政再生基準>

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、「財政健全化計画」を定めなければなりません。

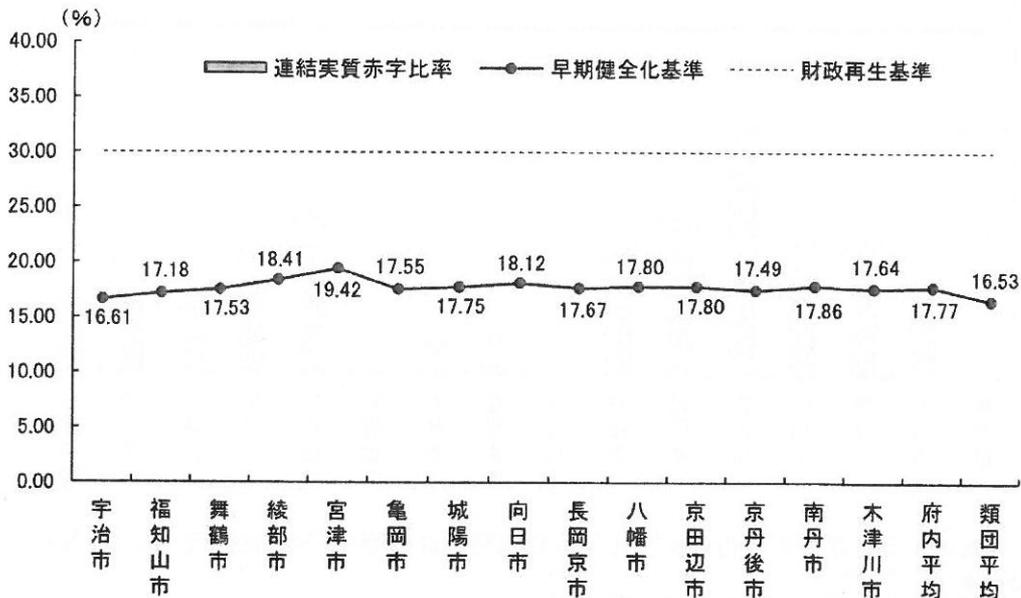
また、再生判断比率（健全化判断比率のうちの将来負担比率を除いた3つの指標）のいずれかが財政再生基準以上である場合には、当該再生判断比率を公表した年度の末日までに、「財政再生計画」を定めなければなりません。

【平成30年度 実質赤字比率】（府内14市および類団平均との比較）



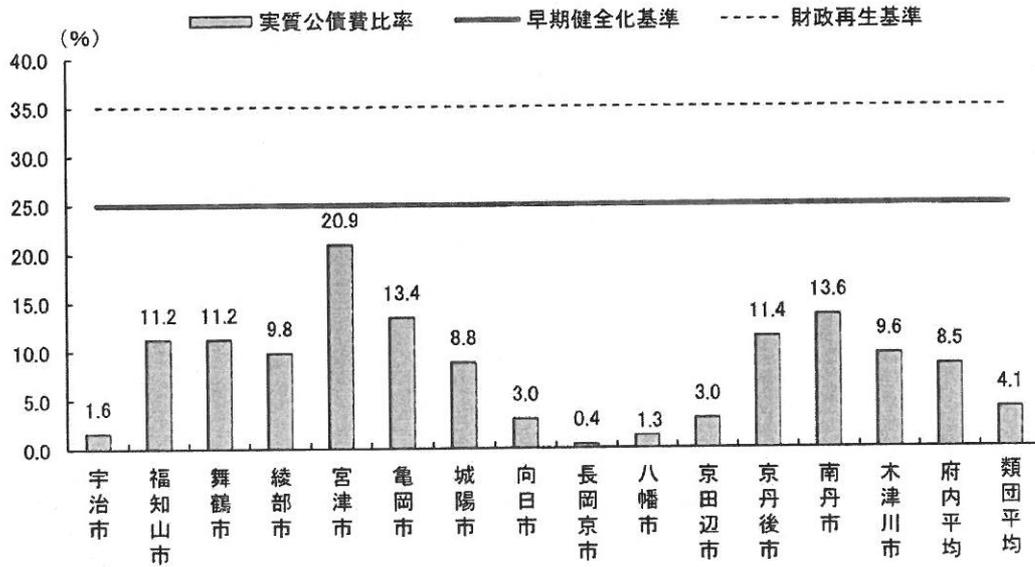
平成30年度の宇治市の早期健全化基準は11.61%となりましたが、黒字のため、実質赤字比率は算定されませんでした。  
 財政再生基準は、20%となっており、早期健全化基準は、市町村の財政規模に応じ11.25%～15%となっています。

【平成30年度 連結実質赤字比率】（府内14市および類団平均との比較）



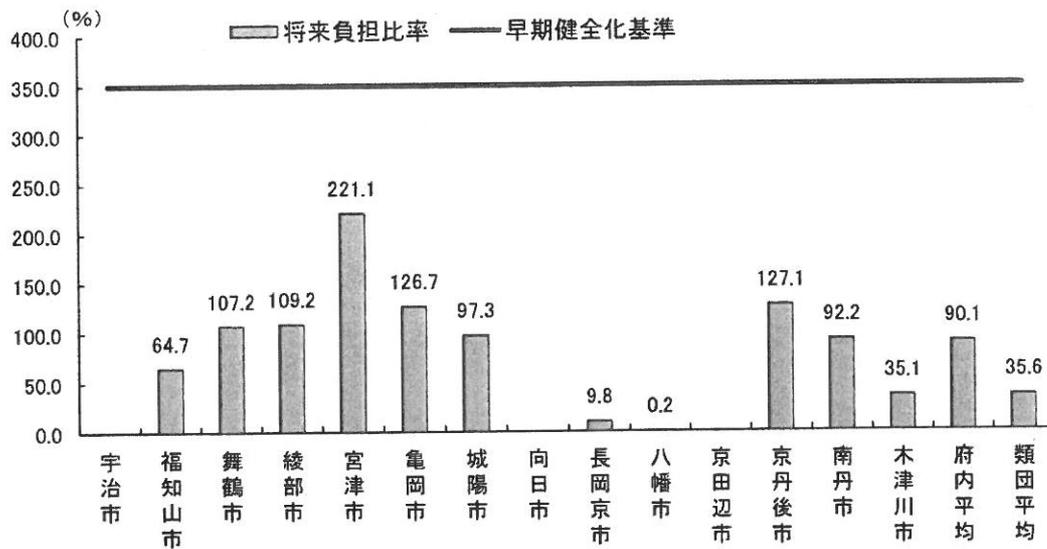
平成30年度の宇治市の早期健全化基準は16.61%となりましたが、黒字のため、連結実質赤字比率は算定されませんでした。  
 財政再生基準は、30%となっており、早期健全化基準は、市町村の財政規模に応じ16.25%～20%となっています。

【平成30年度 実質公債費比率】（府内14市および類団平均との比較）



平成30年度の宇治市の実質公債費比率は1.6%となりました。  
 財政再生基準は、35%となっており、早期健全化基準については、25%となっています。

【平成30年度 将来負担比率】（府内14市および類団平均との比較）



平成30年度の宇治市の将来負担比率は充当可能財源等が将来負担額を上回り、算定されませんでした。

早期健全化基準は、350%となっています。  
 なお、将来負担比率には、財政再生基準の設定はありません。

## (参考) 令和元年度 健全化判断比率等 (速報値)

令和元年度の健全化判断比率等については、あくまで速報値であり、関係機関による精査の結果、確定値と差異が生じる場合があります。

### 【健全化判断比率】

健全化判断比率	本市 数値	早期健全 化基準	財政再生 基準	説明
実質赤字比率	—	11.59%	20.00%	一般会計等が黒字か赤字を判断する指標(一般会計等の赤字の標準財政規模に対する比率)
連結実質赤字比率	—	16.59%	30.00%	一般会計だけでなく、国民健康保険や下水道、水道事業などすべての特別会計を対象として、赤字を判断する指標(全会計の赤字の標準財政規模に対する比率)
実質公債費比率	1.1%	25.0%	35.0%	市債の元利償還金等の一般会計等に対する負担を判断する指標(一般会計等が、負担しなければならない元利償還金等の標準財政規模に対する比率)
将来負担比率	—	350.0%		一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の一般会計等に対する負担を判断する指標(一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率)

※ 実質赤字比率と連結実質赤字比率は、黒字のため「—」で表示している。

※ 将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回り、算定されなかったため「—」で表示している。

### 【資金不足比率】

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0%
公共下水道事業会計	—	20.0%

※ 資金不足比率は、各会計で不足額が生じていないため「—」で表示している。

# 宇治市の家計簿

普通会計の歳入・歳出決算額を1/10000にして、一般家庭に例えると・・・

収 入		635 万円	【前年度比 14 万円増】
給与などの収入		509 万円 【前年度比 15 万円増】	市の基本的な収入となる市税や譲与税、交付金、使用料、手数料、国府支出金などです。
預貯金の引き出し		2 万円 【前年度 同額】	基金からの取崩し額です。
親からの仕送り		74 万円 【前年度比 3 万円増】	一定の方法により算出した額で、歳入が歳出より少ないために国から交付される地方交付税です。
借り入れ	家・車購入のため	24 万円 【前年度比 2 万円増】	道路や河川の整備、市営住宅、小学校大規模改修などの費用の借金です。
	生活資金のため	22 万円 【前年度比 5 万円減】	国が配分する地方交付税の資金がないため、不足分を国と市で半分ずつ借金しています。
前年度からの繰越金		4 万円 【前年度比 1 万円減】	

支 出		628 万円	【前年度比 12 万円増】
生活費など		262 万円 【前年度比 3 万円増】	光熱水費をはじめ、人件費や扶助費、維持補修費などです。
子どもの教育費など		158 万円 【前年度比 3 万円増】	教育費と、民生費のうちの児童福祉費です。
保険料・下水道費用		84 万円 【前年度比 10 万円増】	一般会計から特別会計(国民健康保険、介護保険、公共下水道など)への繰出金です。
預貯金の積立		4 万円 【前年度比 2 万円減】	基金への積立額です。
家や車の購入		42 万円 【前年度比 1 万円減】	道路や河川の整備、市営住宅、小学校大規模改修などの費用です。
貸付金など		24 万円 【前年度 同額】	貸し付け事業(宇治市中小企業低利融資事業、土地開発公社への貸付金など)の費用です。毎年度末には返還されます。
ローンの返済		54 万円 【前年度比 1 万円減】	これまで借金した分の元利金払いです。

預 貯 金 と 借 金 の 状 況		
預貯金残高	90 万円 【前年度比 2 万円増】	年度末の基金の現在高です。
借金残高	435 万円 【前年度比 5 万円減】	年度末の市債現在高です。 (利息は含みません)

# 令和元年度宇治市の家計簿

前年度からの

具体的には…

## ○収入

給与などの収入	509 万円 (+15 万円)	市税、譲与税、交付金、使用料など
親からの仕送り	74 万円 (+3 万円)	地方交付税
ローン (家・車の購入のため)	24 万円 (+2 万円)	道路・河川の整備、学校改修などの資金
ローン (生活資金のため)	22 万円 (-5 万円)	臨時財政対策債
預貯金の引き出し	2 万円 (±0 万円)	基金繰入金
繰越金	4 万円 (-1 万円)	繰越金



収入合計 635 万円 (+14 万円)

## 令和元年度の家計は…

昨年度と比べて、生活費や保険料・下水道にかかる経費などが増えましたが、給与などの収入が増えたことから、預貯金の積み立てを行うことができました。

今後も生活費は増えることが見込まれているほか、家や車についても老朽化が進んでおり、修繕や改修などに伴う支出も増える見込みです。

このように、厳しい状況が続くことが見込まれていることから、生活費の抑制はもちろんのこと、その他の支出についても無駄がないか徹底的に見直し、ローンの借り入れに無理がないのか、預貯金の残高にも気を配りながら、家計の安定に向けて、引き続き努力や工夫が必要です。

なお、ローン残高は若干の減少となる一方で、預貯金の積み立ても行えたことから、預貯金残高は前年度より増加しました。今後も将来の支出に備えて、預貯金の積み立てを行っていくことが必要です。

普通会計の歳入・歳出決算額を1/10,000にして、  
一般家庭に例えると・・・

前年度からの

具体的には・・・

○支出

生活費など	262 万円 (+3 万円)	人件費、扶助費、維持補修費など
子どもの教育費など	158 万円 (+3 万円)	教育費、民生費のうち児童福祉費
保険料・下水道費用	84 万円 (+10 万円)	国保特会、公共下水道事業などへの繰出金
家や車の購入	42 万円 (-1 万円)	道路・河川の整備、学校改修費用など
貸付金など	24 万円 (±0 万円)	貸し付け事業の費用 (年度末には返金)
預貯金の積み立て	4 万円 (-2 万円)	基金への積立金
ローンの返済	54 万円 (-1 万円)	公債費
支出合計	628 万円 (+12 万円)	
差し引き	7 万円 (+2 万円)	



ローン残高	435 万円 (-5 万円)	年度末の市債残高
預貯金残高	90 万円 (+2 万円)	年度末の基金残高

(市民一人あたりローン及び預貯金残高の推移) (単位：円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ローン残高	234,429	234,883	233,774
預貯金残高	44,151	47,128	48,479



## 新型コロナウイルス感染症に対する対応策にかかる補正予算について

新型コロナウイルス感染症に対する対応策にかかる補正予算については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の財源を活用しながら、令和2年9月定例会までに以下のとおり計上しています。

補正予算総額 約218億4000万円  
 (うち臨時交付金 約17.2億円)  
 ※財政調整基金 約3億円活用

## &lt;令和2年3月定例会&gt;

① 令和元年度一般会計補正予算 第7号	事業費	約1億6700万円
② 令和2年度一般会計補正予算 第1号	事業費	約100万円
③ 令和元年度国民健康保険事業特別会計 補正予算 第1号	事業費	約500万円
計		約1億7300万円

## (主な事業内容)

- ・感染防止用備品等（マスク、消毒液など）の整備
- ・学校の臨時休業等への対応
- ・障害福祉サービス事業所、中小企業等への支援
- ・国民健康保険事業の傷病手当金の支給

## &lt;令和2年5月臨時会&gt;

④ 令和2年度一般会計補正予算 第2号	事業費	約193億8500万円 (うち臨時交付金 約1.8億円)
---------------------	-----	---------------------------------

(主な事業内容) ★：【別紙】に申請数・給付数あり

- ★ ・特別定額給付金
- ★ ・子育て世帯臨時特別給付金
- ★ ・事業者おうえん給付金

<令和2年6月定例会>

⑤ 令和2年度一般会計補正予算 第3号	事業費 約8億 900万円
⑥ 令和2年度一般会計補正予算 第5号	事業費 約1億6300万円
⑦ 令和2年度一般会計補正予算 第6号	事業費 約8億 100万円
	<hr/>
	計 約17億7300万円
	(うち臨時交付金 約10.5億円)

(主な事業内容) ★:【別紙】に申請数・給付数あり

- ・避難所での感染防止対策
- ・障害福祉施設、介護保険施設でのオンライン面会等の支援
- ・まなび支援員の配置
- ・小中学校でのタブレット端末1人1台整備
- ★ ・ひとり親家庭臨時特別給付金
- ・水道料金等の減免
- ★ ・中小企業等事業継続支援金

<令和2年7月臨時会>

⑧ 令和2年度一般会計補正予算 第7号	事業費 約7200万円
	(うち臨時交付金 約0.7億円)

(主な事業内容) ★:【別紙】に申請数・給付数あり

- ・避難所での感染防止対策
- ★ ・プレミアム付デジタルクーポン発行

<令和2年9月定例会>

⑨ 令和2年度一般会計補正予算 第8号	事業費 約4億4500万円
	(うち臨時交付金 約4.2億円)

(主な事業内容)

- ・地域公共交通事業者支援事業補助金
- ・スポーツ団体感染症対策支援補助金
- ・高齢者フレイル予防対策
- ・新生児応援臨時特別給付金
- ・農産物継続生産支援補助金
- ・電子図書館サービス導入

## 令和2年度宇治市9月補正予算の概要

今回の補正予算は、一般会計において、国補正予算による財源を活用し、アニメ、音楽などの魅力的コンテンツを多角的に発信し、コロナ禍においても、「新しい生活様式」に対応した観光誘客を行うための実証事業に要する経費を計上する。

### 1. 補正予算規模

(単位:千円)

議案番号	会計	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
68	一般会計(第9号)	85,108,711	20,000	85,128,711

### 2. 一般会計補正予算(第9号)の主要事項

No.	事業名及び事業概要	事業費 / 一般財源
-----	-----------	------------

1 **誘客多角化コンテンツ制作事業費** 観光振興課 20,000 0

アニメ、音楽などの魅力的コンテンツを多角的に発信し、コロナ禍においても、「新しい生活様式」に対応した観光誘客を行うための実証事業に要する経費

<事業内容>

- ・ オンラインを活用した、中学生・高校生などによる「響け！ユーフォニアム」吹奏楽祭
- ・ 「響け！ユーフォニアム」の舞台を巡るデジタルスタンプラリー

